第2章

日本の開発協力の 具体的取組



ケニアのジョモケニヤッタ農工大学で、同大学の現役学生たちと話す、京都大学・中川博次名誉教授(写真:久野真一/JICA)

開発協力大綱(2015年2月閣議決定)は、グローバル化に伴う課題やリスクの増大、開発途上国の間の多様化、多極化に伴う開発課題の複雑化および開発協力における新興国の台頭といった国際社会の現状認識に基づき、日本が国際社会の平和と安定および繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進していく方針を明らかにしています。そして、こうした協力を通じて、我が国の平和と安全の維持、さらなる繁栄の実現、安定性および透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった日本の中長期的な国益に寄与していくことを示しています。

本章では、日本が世界で行っている開発協力の具体的な取組について紹介していきます。ここでいう「開発協力」とは、政府開発援助(ODA)や、それ以外の官民の資金・活動との連携も含む「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府および政府関係機関による国際協力活動」を指しています。

第1節「課題別の取組」は、「1.『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」、「2. 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、そして、「3. 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」の三つの開発協力のテーマに焦点を当て、日本が世界各地でどのような取組を行っているかをテーマ横断的に紹介します。

第2節「地域別の取組」では、世界の様々な地域や 国がそれぞれ抱える多様な課題に日本がどのように取 り組んでいるのかについて、具体的な事例を挙げなが ら地域ごとに紹介します。

そして、最後の第3節「効果的で適正な実施に向けた取組」は、開発協力の政府の中の体制をより効果的・効率的なものにするための取組について、

「1. 効果的・効率的な開発協力の実施」、「2. 開発協力の適正性確保のための取組」、「3. 連携強化のための取組」、「4. 開発協力の日本国内の実施基盤強化に向けた取組」の4つのテーマに分けて紹介します。

第1節 課題別の取組

本節では、「1.『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」、「2.普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、そして、「3.地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」の三つの重点課題について最近の日本の取組を紹介します。

1.「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

世界には、いまだに貧困にあえいでいる人々が多数存在します。世界における貧困撲滅は最も基本的な開発課題です。特に様々な理由で発展の端緒をつかめない脆弱な国々に対する人道的な観点からの支援や、発展のための歯車を始動させ脆弱性からの脱却を実現するための支援を行うことが重要です。同時に、貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた経済成長を実現することが不可欠です。

その成長は、単なる量的な経済成長ではなく、成長

の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的」なものであり、社会や環境と調和しながら継続していくことができる「持続可能」なものであり、経済危機や自然災害などの様々なショックに対して「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要があります。

これらは、日本が戦後の歩みの中で実現に努めてきた課題でもあります。日本は自らの経験や知見、教訓および技術を活かし、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現すべく支援を行っています。

1-1 経済成長の基礎および原動力を確保するための支援

(1) 産業基盤整備・産業育成、経済政策

「質の高い成長」のためには、開発途上国の発展の 基盤となるインフラ(経済社会基盤)の整備が重要と なります。また、民間部門が中心になって役割を担う ことが鍵となり、産業の発展や貿易・投資の増大など の民間活動の活性化が重要となります。 数々の課題を抱える開発途上国では、貿易を促進し 民間投資を呼び込むための能力構築や環境整備を行う ことが困難な場合があり、国際社会からの支援が求め られています。

<日本の取組>

質の高いインフラ

日本は、開発途上国の経済・開発戦略に沿った形で、その国や地域の質の高い成長につながるような質の高いインフラを整備し、これを管理、運営するための人材を育成しています。相手国にとって、技術移転や雇用創出を含め、開発途上国の「質の高い成長」に真に役立つインフラ整備を進めることは、日本の強みです。具体的なインフラ整備として挙げられるのは、都市と農村との交流拡大や災害からの安全確保、および海外との貿易・投資を促進できるよう道路、港湾、空港、情報通信技術(ICT)などを整備することです。教育、保健、安全な水・衛生環境、住居を確保し、病

院や学校などへのアクセスを改善するための社会インフラ整備や、地域経済を活性化させるための農水産物市場や漁港などの整備も開発途上国の「質の高い成長」につながる日本の重要な取組です。日本の官民が連携し、施設や機器の整備とあわせて、インフラの設計、建設、管理、運営を含むインフラシステム整備の支援も行われています。これらの取組はインフラシステム輸出*の推進にも寄与するものです。

こうした「質の高い成長」に役立つインフラ整備への投資、即ち「質の高いインフラ投資」の重要性に対する国際社会の認識は、近年高まっていますが、そ

の基本的な要素については必ず しも認識が共有されていません でした。このような状況を踏ま え、2016年5月のG7伊勢志摩 サミットでは「質の高いインフラ 投資の推進のためのG7伊勢志摩 原則」にG7として合意しました。 今後、各国、国際機関に対して効 果的にその内容を発信し、インフ ラ投資・支援の実施において、同 「原則」に沿った行動をとるよう 促していくことを確認しました。 ①ライフサイクルコストから見た 経済性、安全性、自然災害に対す る強靱性、②雇用創出、能力構 築、技術とノウハウの移転、③社



東アフリカ地域最大の商業港であるモンバサ港。ケニア唯一の国際貿易港でウガンダ、ルワンダ等、内陸国の玄関港としても重要である。(写真:東洋建設株式会社)

会・環境配慮、④経済・開発戦略との整合性等の確保という同原則の具体的要素はその後のG20杭州サミット、第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)、東アジア首脳会議、APEC首脳会議においても、その重要性が共有されました。

また、「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」に沿ったインフラ投資に関する日本独自の貢献策として、安倍総理大臣から、G7首脳に対し、世界全体に対して今後5年間で総額2,000億ドル規模の「質の高いインフラ投資」を実施していく「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」につき説明しました。さらに、同年8月にケニアで開催され

たTICAD VIにおいても、安倍総理大臣から、アフリカにおいて、2016年から2018年までの3年間に約100億ドルの質の高いインフラ投資を行う旨を発表しています。

アジアをはじめとする新興国においては、引き続き インフラ整備をはじめとした大きな需要が見込まれて います。日本が培ってきた技術と経験を活かした「質 の高いインフラ投資」の促進は、日本が開発途上国と 共に成長を継続していくことにもつながります。ま た、相手国の発展を通じた市場の拡大や国際的な友好 関係構築、連携強化にもつながります。



旅客数1,000万人に対応する国際線専用のベトナム・ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビルの全景(写 真:久野真一/ JICA)

貿易・投資環境整備

日本は、ODAやその他の公的資金(OOF)*を活 用して、開発途上国内の中小企業の振興や日本の産業 技術の移転、経済政策のための支援を行っています。 また、開発途上国の輸出能力や競争力を向上させるた め、貿易・投資の環境や経済基盤の整備も支援してい ます。

世界貿易機関(WTO) (注1) では、加盟国の3分の 2以上を開発途上国が占めており、開発途上国が多角 的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進 することが重視されています。日本は、WTOに設け られた信託基金に拠出し、開発途上国が貿易交渉を進 め、国際市場に参加するための能力を強化すること、 およびWTO協定を履行する能力をつけることを目指 しています。

日本市場への参入に関しては、開発途上国産品の輸 入を促進するため、一般の関税率よりも低い税率を適 用するという一般特恵関税制度(GSP)^{〈注2〉}を導入 しており、特に後発開発途上国 (LDCs)*に対しては 無税無枠措置*をとっています。また、日本は、経済 連携協定(EPA)*を積極的に推進しており、貿易・ 投資の自由化を通じ開発途上国が経済成長できるよう な環境づくりに努めています。

こうした日本を含む先進国による支援をさらに推 進するものとして、近年、WTOや経済協力開発機構 (OECD) 〈注3〉をはじめとする様々な国際機関等に おいて「貿易のための援助(AfT)」*に関する議論が 活発になっています。日本は、貿易を行うために重要 な港湾、道路、橋など輸送網の整備や発電所・送電網



ラオス・ビエンチャンで税関アドバイザーとして活動している岡本雅紀 JICA専門家(左)と現地担当者(写真:久野真一/JICA)

など建設事業への資金の供与や、税関職員、知的財産 権の専門家の教育など貿易関連分野における技術協力 を実施してきています。

さらに開発途上国の小規模生産グループや小規模企 業に対して「一村一品キャンペーン」*への支援も行っ ています。また、開発途上国へ民間からの投資を呼び 込むため、開発途上国特有の課題を調査し、投資を促 進するための対策を現地政府に提案・助言するなど、 民間投資を促進するための支援も進めています。

2013年12月の第9回WTO閣僚会議にて合意され た「貿易円滑化協定 (TFA)*」が、2017年2月に全 加盟国の3分の2である110加盟国が受諾したことで 発効に至りました。この協定の実施により、日本の企 業が輸出先で直面することの多い貿易手続の不透明 性、恣意的な運用等の課題が改善し、完成品の輸出の みならずサプライ・チェーンを国際的に展開している 日本の企業の貿易をはじめとする経済活動を後押しす ること、また、開発途上国においては、貿易取引コス トの低減による貿易および投資の拡大、不正輸出の防 止、関税徴収の改善等が期待されます。日本は貿易円 滑化分野における開発途上国支援に従来から取り組ん できており、今後も日本の知見を活用し、引き続き支 援に取り組んでいきます。

2015年7月に行われたWTO・OECD共催の第5 回「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合で は「包括的かつ持続可能な成長に向けた貿易コストの 削減」がテーマとなりました。日本の開発協力が貿易 円滑化を促進し、国際生産・流通ネットワーク構築の 一助となり、開発途上国・地域の経済成長に貢献した 事例を紹介し、参加国から好評を得ました。2017年 には、「連結性(connectivity)の推進」とのテーマ の下、第6次会合が開催される予定です。さらに、経 済産業省の技術協力として、開発途上国の法制度や市 場ルールの制定支援、人材育成を通じた技術水準の向 上等に取り組んでいます。

[:] 世界貿易機関 WTO: World Trade Organization: 一般特惠関税制度 GSP: Generalized System of Preferences

開発途上国の輸出所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い 税率(特恵税率)を適用する制度。

注3: 経済協力開発機構 OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development

国内資金動員支援

開発途上国が自らのオーナーシップ(主体的な取組)で、様々な開発課題を解決し、質の高い成長を達成するためには、開発途上国が必要な開発賃金を税収等のかたちで、自らの力で確保していくことが重要です。これを「国内資金動員」といいます。国内資金動員については、国連、OECD、G7、G20、IMF (注4)、およびMDBs (注5)等の議論の場において、重要性が指摘されている分野であり、2015年9月に国連サミットで採択された2016年以降2030年までの新たな国際開発目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても取り上げられている分野です。

日本は、関連の国際機関等とも協働しながら、この分野の議論に貢献するとともに、関連の支援を開発途上国に対して提供してきています。たとえば、日本は、開発途上国の税務行政の改善等を目的とした技術協力に積極的に取り組んでいます。2016年には、国際課税、徴収、税務訴訟等の分野について、カンボジア、インドネシア、モンゴル、ミャンマー、ベトナムなどへ国税庁の職員を講師として派遣しました。また、多くの開発途上国の職員の研修受入れも行っており、国内研修において日本の税制・税務行政全般についての講義も実施しています。

国際機関と連携した取組としては、たとえば、租税条約 (注6) や多国籍企業に対する税務調査のあり方など、税制・税務執行に関する開発途上国の理解を深めるために、それらの分野におけるOECDの専門家を開発途上国に派遣してセミナーや講義を行う、「OECDグローバル・リレーションズ・プログラム」

の展開を20年以上支援してきています。そのほか、 IMFが実施する税分野の技術支援についても、日本として、人材面・知識面・資金面における協力を行っています。さらに、租税目的の国際的情報交換に関する 法律・行政上の枠組みや実務の改善を目的としたセミナーをアジア開発銀行(ADB) (注7)との共催で実施し、多くの開発途上国の実務担当者が参加するなど、アジア地域における税に関する協働体制を強化し、アジア途上国がより効果的に税分野の能力強化を行える環境整備も進めています。

また、税分野の能力構築は、開発途上国における投資環境の整備という観点からも重要です。近年、投資家や多国籍企業が租税回避に関与することに対する国際的な世論の視線は厳しいものになっています。この点、たとえば世界銀行やADBにおいても、民間投資案件を組成する際に、税の透明性が欠如(実効的な税務情報交換の欠如など)していると認められる地域を投資経由地として利用する案件について、案件組成の中止も含めて検討する制度も導入されています。MDBsを通じた投資は、開発途上国の発展にとって重要な手段の一つですが、開発資金の提供の観点からも、開発途上国の税の透明性を高める支援の重要性は増しているといえます。

最後に、2015年10月にとりまとめられたOECD / G20 BEPSプロジェクト*の成果も、開発途上国の持続的な発展にとって重要という点に触れておきたいと思います。本プロジェクトの成果を各国が協調して実施することで、企業の透明性は高まり、経済活動が行われている場所で適切な課税が可能になります。これにより、開発途上国は多国籍企業の租税回避に適切に対処し、自国において適正な税の賦課・徴収ができるようになるとともに、税制・税務執行が国際基準に沿ったものとなり、企業や投資家にとって、安定的で予測可能性の高い、魅力的な投資環境が整備されることとなります。

●金融

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ 安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要 不可欠な基盤です。金融のグローバル化が進展する中 で、新興市場国における金融システムを適切に整備 し、健全な金融市場の発展を支援することが大切です。 金融庁では、2016年3月、8月および11月に、アジアの開発途上国等の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、日本の銀行・証券・保険分野のそれぞれの規制・監督制度や取組等について、金融庁職員等による研修事業を実施しました。

注4: 国際通貨基金 IMF:International Monetary Fund

注5: 国際開発金融機関 MDBs:Multilateral Development Banks

注6: 租税条約:所得に対する租税に関して、二重課税を回避したり、脱税を防止したりする二国間の条約。

注7: アジア開発銀行 ADB:Asian Development Bank

ウクライナ

経済改革開発政策借款 (第二期)

円借款(2015年12月~2016年3月)

ウクライナでは、2013年11月にヤヌコーヴィチ大統領(当時)を非難する大規模反政府デモが発生したことを契機に国内情勢が悪化しました。その後、ロシアによる違法なクリミア併合などを経て、ウクライナの東部地域では政府軍と分離派武装勢力との間で武力衝突が発生するようになりました。その結果、同国の経済状況は著しく悪化し、外貨準備高は危機的水準にまで低下しました。これに対し日本は、2014年7月に100億円の財政支援型円借款をウクライナに供与しました。しかし、その後も同国の情勢は悪化し続け、同国の経済が危ぶまれるようになりました。

このような状況を受け、ウクライナ政府が日本を含む 国際社会に対し支援を要請し、G7を中心に対応が協議 されました。その結果、日本は2015年1月にウクライ ナの経済安定化のための約3億ドルの本件追加支援を表 明し、2015年12月に369.69億円を限度とする円借款に 関する書簡の交換を行いました(2016年3月に借款実施)。

この支援は、国家財政の再建および各種制度改革を図ることを目的としています。ウクライナ政府による、①公共部門セクターにおけるグッドガバナンスの促進および透明性・説明責任の向上、②法的枠組みの強化およびビジネスにおけるコスト削減、③非効率・不公正な公共分野における補助金の改革、および貧困層対策を含む同国の経済政策改革、といった取組を支援するものです。財政支援型の円借款を通じウクライナが様々な国内改革に取り組もうとしている中、日本としてもこうした改革の努力を後押しする取組を行うことは非常に意義があると考えられます。

ホンジュラス

金融包摂を通じたCCT受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト 技術協力プロジェクト (2015年2月~実施中)

ホンジュラスの貧困率 (注1) は、2003年の65.1%から2014年には62.8% (注2) と微減しているものの、依然として高い数値を示しています。こうした中、ホンジュラス政府が貧困層への支援として力を入れて実施しているのが「Bono Vida Mejor(ボノ・ビダ・メホール)」という条件付所得移転(CCT: Conditional Cash Transfer)制度です。

この制度は、条件(例:学校の出席率が8割以上)を達成した貧困世帯に現金を支給するもので、就学率の向上や医療サービスの利用率の向上などの効果が期待されています。一方、現金支給を受ける世帯の多くは、支給された現金を貧困からの脱却のために有効活用できていないという課題があります。そこで、ホンジュラス政府は、CCT受給者の能力強化や受給者を取り巻く環境整備を行い、CCTを貧困削減に結び付けるための技術支援を日本に要請しました。

こうした背景の下、JICAとホンジュラス社会開発包養省家族計画局は、「金融包摂を通じたCCT受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト」(2015年~2020年)を開始しました。このプロジェクトでは、5つの対象都市において、CCT受給世帯が生活改善や生計向上に取り組むために必要な支援について、その手法や内容を地方自治体や民間金融機関などの貧困層を支えるステークホルダーと共に開発・展開しています。これまでの成果として、家計簿や金融機関のサービスに関する研修を通じて、CCT受給者の金融知識と能力が向上し、口座預金の利用が活発化する事例などが見受けられています。



条件付所得移転の受給世帯を対象とした参加型調査の準備の様子 (写真:かいはつマネジメントコンサルティング)

プロジェクトでは、今後貧困層が活用できる金融サービス開発、収入向上につながる生産・販売活動や就労などに必要な能力強化研修など、様々な支援を組み合わせて、貧困層を取り巻く金融・生計向上の環境の改善に取り組んでいきます。さらに、プロジェクトを通じて開発する貧困層支援のアプローチを、継続的かつ広くホンジュラスの全土で展開できる"モデル"として提示することで、CCT 受給世帯の生活改善・生計向上を目指しています。

(2016年8月時点)

- 注1 世界銀行が、国別の社会経済的な環境に見合う形で貧困を推計する ために用いる統計。世帯構成員1人当たりの収入が、カロリー所要 量に見合う食料品の購入に必要な支出レベル(食料貧困ライン)お よび、基本的ニーズを満たすために最低限必要な非食料品支出(非 食料貧困ライン)を合計した額より低い場合、貧困に位置付けられ るもの。
- 注2 世界銀行、国別貧困率(ホンジュラス人口比率)。

*インフラシステム輸出

海外の電力、鉄道、水、道路などのインフラ整備に当たり機器の 輸出のみならず、インフラの設計、建設、運営、管理まで含む「シ ステム」を輸出する考え方。

経協インフラ戦略会議において、開発協力の文脈における関係省 庁や国際協力機構 (JICA)、国際協力銀行 (JBIC)、日本貿易保険 (NEXI)等の関係機関、企業や自治体等の連携が図られてきて

*その他の公的資金(OOF: Other Official Flows)

政府による開発途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的 とはしないなどの理由でODAには当てはまらないもの。輸出信 用、政府系金融機関による直接投資、国際機関に対する融資など。

*後発開発途上国(LDCs: Least Developed Countries)

国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に 開発の遅れている国々。2011~2013年の1人当たり国民総所得 (GNI) 平均1,035ドル以下などの基準を満たした国。2015年7 月現在、アジア7か国、中東・北アフリカ2か国、アフリカ34 か国、中南米1か国、大洋州4か国の48か国。(262ページ参照)

*無稅無枠措置

先進国が後発開発涂上国(LDCs)からの輸入産品に対し原則無 税とし、数量制限も行わないとする措置。日本は、これまで同措 置の対象品目を拡大してきており、LDCsから日本への輸出品目 の約98%が無税無枠で輸入可能となっている。(2016年10月時点)

*経済連携協定

(EPA: Economic Partnership Agreement)

特定の国、または地域との間で関税の撤廃等の物品貿易および サービス貿易の自由化などを定める自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement) に加え、貿易以外の分野、たとえば人の移動、 投資、政府調達、二国間協力など幅広い分野を含む経済協定。こ のような協定によって、国と国との貿易・投資がより活発にな り、経済成長につながることが期待される。

*貿易のための援助(AfT: Aid for Trade)

開発途上国がWTOの多角的貿易体制の下で、貿易を通じて経済 成長を達成することを目的に、開発途上国に対し、貿易関連の能 力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。

*一村一品キャンペーン

1979年に大分県で始まった取組を海外でも活用。地域の資源や 伝統的な技術を活かし、その土地独自の特産品の振興を通じて、 雇用創出と地域の活性化を目指す。アジア、アフリカなど開発途 上国の民族色豊かな手工芸品、織物、玩具など魅力的な商品を掘 り起こし、より多くの人々に広めることで、開発途上国の商品の 輸出向上を支援する取組。

*貿易円滑化協定(TFA: Trade Facilitation Agreement)

貿易の促進を目的として通関手続の簡素化・透明性向上等を規定 するもの。2014年11月のWTO一般理事会特別会合において、貿易 円滑化協定をWTO協定の一部とするための議定書が採択された。 2017年2月にWTO加盟国の3分の2に当たる110加盟国が受諾し たことで発効に至った(日本は2016年6月に受諾。)。この協定は、 WTO設立(1995年)以降、初めての全加盟国が参加して新たに作 成した多国間協定。WTOによれば、貿易円滑化協定の完全な実施 により、加盟国の貿易コストが平均14.3%減少し、世界の物品の 輸出を1兆ドル以上に増大させる可能性があるとされている。

*OECD / G20 BEPSプロジェクト

BEPS(Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転) とは、多国籍企業等が租税条約を含む国際的な税制の隙間・抜け 穴を利用した過度な節税対策により、本来課税されるべき経済活 動にもかかわらず、意図的に税負担を軽減している問題。この問 題に対応するため、日本が議長を輩出するOECD租税委員会は、 2012年6月よりBEPSプロジェクトを立ち上げ、2013年7月に は「BEPS行動計画」を示し、2年にわたる議論を経て2015年10 月には「BEPS最終報告書」を公表。2016年6月30日~7月1日 には、実施段階(「ポストBEPS」)のキックオフとなる「第1回 BEPS包摂的枠組会合」が京都で開催され、日本は、BEPSプロジェ クトの成果が広く国際社会で共有されるよう、OECDや開発途上 国、関係する国際機関と協調しながら議論を先導した。また、 BEPSへの対抗措置を効率的に実現するための各国の取組を積極 的にリードしている。

(2) 職業訓練・産業人材育成・雇用創出

様々な国の質の高い成長と、これに伴う貧困問題な どの解決のためには、これらの国々の人々が必要な職 業技能を習得することが不可欠です。しかし、開発途 上国では、適切な質の教育・訓練を受ける機会が限ら れている上に、人的資源が有効に活用されておらず、 十分な所得を得る機会が生まれにくい状況にありま す。そのため、適切な人材の不足が、産業振興・工業 開発にとっても大きな障害となっています。

特に紛争の影響を受けてきた国や地域では、復興期 における障害者、女性、除隊した兵士等をはじめとす る社会的に脆弱な人々の生計向上は重要な課題であ り、ソーシャル・セーフティネット(社会全体で一人 ひとりの生活を守る仕組み)の一環としての職業訓練 が重要な役割を担っています。

「働く」ということは、社会を形成している人間の 根本的な営みであり、職業に就くこと(雇用)による 所得の向上は、貧困層の人々の生活水準を高めるため の重要な手段となります。ところが、現在、世界の失 業者は約2億人に達し^{〈注8〉}、厳しい雇用情勢が続く と見られています。こうした状況の中で安定した雇用 を生み出し、貧困削減につなげていくためには、社会 的なセーフティー・ネットを構築してリスクに備える とともに、一つの国を越えて国際的な取組として、 「ディーセント・ワーク(Decent Work、働きがい のある人間らしい仕事) | を実現することが急務です。 このような中、2015年9月の第70回国連総会に

注8: 出典:国際労働機構 (ILO) 「世界の雇用及び社会の見通し2016年」 上記報告書によると、2015年の世界の失業者数は、1億9,710万人を数えると見られている。また、2016年には1億9,940万人、2017年には2億50万人に 達すると予想されている。

おいて、ミレニアム開発目標(MDGs) $^{(\pm 9)}$ の後継 である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」 が採択されました。この中の「持続可能な開発目標 (SDGs) $^{(\pm 10)}$ 」では、目標(ゴール) 8 で「包摂

的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全 かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク)を促進する」が設定されま した。

<日本の取組>

●職業訓練・産業人材育成

日本は、開発途上国において多様な技術や技能の ニーズに対応できる人材の育成に対する要請に基づい て、各国で拠点となる技術専門学校および公的職業訓 練校に対する支援を実施しています。支援を実施する に当たり、民間部門とも連携し、教員・指導員の能力 強化、訓練校の運営能力強化、カリキュラム改善支援 等を行い、教育と雇用との結びつきをより強化する取 組を行っています。また、8か国12案件で女性・障 害者・除隊兵士、難民・紛争の影響下にある人々等の 技能開発(スキル・デベロップメント)に貢献しまし た。

産業人材育成分野においては、2000年から2016年の間に27か国55案件で日本の知見・ノウハウを活かし、カリキュラム・教材の開発/改訂、指導員能力強化・産業界との連携を通じた複合的な協力を実施し、6か国11校の施設、機材を整備し、拠点技術職業訓練教育(TVET:Technical and Vocational Education and Training)機関を支援しました。

2015年11月の日ASEAN首脳会議では、アジアの 持続的成長に役立つ産業人材育成を後押しするため、 「産業人材育成協力イニシアティブ」を発表しました。 このイニシアティブの下、日本は各国との対話を通じて人材育成のニーズを把握し、産学官の連携を強化し、オールジャパン体制でアジア地域の産業人材育成を支援していきます。たとえば、タイにおいて2016年3月と6月に日タイの産官学の関係者を招いてタイの人材育成ニーズや対応策を話し合う円卓会議を開催したほか、各国への技術協力等を通じて、2016年夏までにASEANにおいて16,000人以上の産業人材育成を達成するなど、着実に取組を進めています。また、2016年8月のTICAD VIにおいても、安倍総理大臣から、2016年から2018年の3年間で、日本の強みである質の高さ(クオリティ)を活かした約1,000万人の人材育成をする旨を表明しています。

日本は、女性の経済的エンパワーメント促進に向けたプロジェクトも実施しています。たとえば、キルギスでは、一村一品アプローチに基づいた小規模ビジネス振興モデルの構築を目指し、古くから現地の女性たちが行ってきたフェルト手工芸や、ジャム、石鹸など四季折々の地元原産の素材の生産、加工の組織強化と品質向上を支援し、女性たちによるコミュニティビジネスの普及に貢献しました。2016年9月の



東ティモールの首都ディリ近郊の東ティモール国立大学工学部の実験棟で、工学部の教官に対して機材の使用方法を指導する風間秀彦チーフアドバイザー(左から2人目)(写真:小松謙一朗)



スーダン・コスティの職業訓練センター電気学科の実習風景(写真:山本幸生/システム科学コンサルタンツ㈱)

注9: ミレニアム開発目標 MDGs:Millennium Development Goals 注10:持続可能な開発目標 SDGs:Sustainable Development Goals PASEAN首脳会議において、女性の社会進出、貧困 削減と成長促進、雇用・起業機会の創出のため、「日 本ASEAN女性エンパワーメントファンド」の立ち上 げを発表しました。この基金は、日本の機関投資家や JICA、国際協力銀行 (JBIC) の出資を得て設立され、 ASEANを中心としたアジアのマイクロファイナンス 機関への投融資を通じて、女性によるスモールビジネ スへ資金を供給します。

さらに、「日本再興戦略2016」(2016年6月2日 閣議決定)において、ODAを活用し、日本とアジア の開発途上国の双方においてイノベーションを創出 することに貢献することを目的に、2017年度から5 年間で1,000人を目標として、アジアの高度外国人材 に対し日本での研修等の機会を提供し、日本とアジ ア諸国との間で人材を環流させる新たな取組(「イノ ベーティブ・アジア 事業)を行うこととしました。 この事業は、2016年9月の日ASEAN首脳会議でも ASEAN側から高く評価されました。

厚生労働省では、日本との経済的相互依存関係が拡

大・深化しつつある東南アジア^{〈注11〉}を中心に、質の 高い労働力の育成・確保を図るため、これまでに政府 および民間において培ってきた日本の技能評価システ ム(日本の国家試験である技能検定試験)のノウハウ を移転する研修等 ^{〈注12〉}を日本国内および対象国内で 行っています。2015年度にこれらの研修に参加した のは、7か国合計136名で、2014年度以前も含めた 累計では約2,000名になります。これによって、対象 国の技能評価システムの構築・改善が進み、現地の技 能労働者の育成が促進されるとともに、雇用の機会が 増大して技能労働者の社会的地位も向上することが期 待されています。

ほかにも、国際労働機関 (ILO) ^{〈注13〉}に対し拠出 金を拠出することにより、ILOのアジア・太平洋地域 プログラムであるアジア・太平洋地域技能就業能力計 画において、域内各国の政労使の担当者が参加する、 職業訓練政策、職業訓練技法、職業訓練情報ネット ワーク等の分野における調査・研究、セミナー・研修 等の開催等の活動を実施しました。

雇用

日本は、開発協力において重要課題としている貧困 削減に対するアプローチの一つとして、雇用創出を挙 げています。日本は、この考えに基づき、上述の職業 訓練等を通じて求職者の生計能力の向上を図るための 支援を行うとともに、「ディーセント・ワーク」の実 現に向け、社会保険制度の構築支援や労働安全衛生の 取組支援など社会的保護の拡充等に向けたILOを活用 した支援を行っています。

また、日本は、アフリカにおける紛争地域への人道

支援の実施のためにILOに対して任意の資金拠出を行 うなど、国際機関を通じた活動にも積極的に関与して おり、世界の労働問題の解決のために大きな役割を果 たしています。

たとえば、国内避難民および隣国からの帰還難民の ソマリア定住を目標に、バイドアおよびキスマヨにお いて道路や市場などインフラを修復する事業を通じた 雇用の創出を行ってきました。

注11:インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、カンボジア、ラオスを対象としている。

注12:この事業の研修は、「試験基準・試験問題の作成を担当する人々を対象とした研修」と「試験・採点を担当する人々を対象とした研修」の2種類がある。上記の 参加者数は、これらの研修の合計値。 注13:国際労働機関 ILO:International Labour Organization

(3)農林水産業の振興とフードバリューチェーンの構築

世界の栄養不足人口は依然として高い水準にとど まっており、人口の増加等によるさらなる食料需要の 増大も見込まれています。このような中、「持続可能 な開発のための2030アジェンダ」の中の「持続可能 な開発目標(SDGs)」では、目標1で「あらゆる場 所のあらゆる形態の貧困の撲滅」、目標2で「飢餓の 終った、食料安全保障と栄養改善の実現、持続可能な

農林水産業の促進」等が設定されました。これらを達 成し、開発途上国における質の高い成長を実現してい くためにも、農業開発への取組は差し迫った課題で す。また、開発途上国の貧困層は、4人に3人が農村 地域に住んでいます。その大部分は生計を農業に依存 していることからも、農業・農村開発の取組は重要で

<日本の取組>

日本は、「開発協力大綱」を踏まえ、開発途上国の 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅のため、フー ドバリューチェーンの構築を含む農林水産業の育成等 の協力を重視し、地球規模課題としての食料問題に積 極的に取り組んでいます。短期的には、食料不足に直 面している開発途上国に対しての食糧援助を行い、中 長期的には、飢餓などの食料問題の原因の除去および 予防の観点から、開発途上国における農業の生産増大 および生産性向上に向けた取組を中心に支援を進めて います。

具体的には、日本の知識と経験を活かし、栽培環境 に応じた研究・技術開発や技術等の普及能力の強化、 水産資源の持続可能な利用の促進、農民の組織化、政 策立案等の支援に加え、灌漑施設や農道、漁港といっ たインフラの整備等を実施しています。これらの取組 を通じ、生産段階、加工・流通、販売までの様々な支 援を展開しています。

また、日本はアフリカにおいて、ネリカ*の研究支

援と生産技術の普及支援、包括 的アフリカ農業開発プログラム (CAADP) ^{〈注14〉}に基づいたコ メ生産増大のための支援や小規模 園芸農民組織強化計画プロジェク ト (SHEP) アプローチ*の導入 支援等を行っています。そのほか にも、収穫後の損失(ポストハー ベスト・ロス)*の削減や食産業 の振興と農村所得向上といった観 点から、「フードバリューチェー ン」の構築支援も重視していま す。これは、農林水産物の付加価 値を生産から製造・加工、流通、

消費に至る段階ごとに高めながらつなぎあわせること により、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくる取組 です。

農林水産省は、2014年6月、学識経験者、民間企 業、関係省庁等と共に検討を進め、開発途上国等にお けるフードバリューチェーンの構築のための基本戦 略や地域別戦略等を示した「グローバル・フードバ リューチェーン戦略」を策定しました。この戦略に基 づき、開発協力と日本企業の民間投資の連携を通じて フードバリューチェーンの構築を推進するため、ベト ナム、ミャンマー、ブラジル、インドなどにおいて、 官民が連携し、二国間対話を開催しました。2015年 8月には、日越農業協力対話第2回ハイレベル会合に おいて、日本とベトナムの官民連携の下、ベトナムに おけるフードバリューチェーンを構築していくための 具体的な行動計画を示した中長期ビジョンを承認して います。

多国間協力による食料安全保障の観点では、2009



マラウイ北部のムジンバ県における農民自立強化・生計向上プロジェクトで栽培指導を実施している様子 (写真:レッドソン・ニョンド/公益社団法人青年海外協力協会)

注14:包括的アフリカ農業開発プログラム CAADP:Comprehensive Africa Agriculture Development Programme



ミャンマー・エーヤワディ地域における農民研修の一環で田植えの実習を行う様子(写真:岡田秀雄/ JICA 専門家)

年7月のG8ラクイラ・サミット(イタリア)の際の 食料安全保障に関する拡大会合で、日本は2010年か ら2012年の3年間にインフラを含む農業関連分野に おいて、少なくとも約30億ドルの支援を行う用意が あると表明し、2012年末までにおよそ42億ドル(約 束額ベース) の支援を行いました。加えて、開発途 上国への農業投資が急増し、一部が「農地争奪」等 と報じられ、国際的な問題となったことから、同サ ミットで日本は「責任ある農業投資」*を提唱し、以 後、G7/8、G20、APECなどの国際フォーラムで支 持を得てきました。さらに、「責任ある農業投資」の コンセプトの下、国連食糧農業機関 (FAO) (注15)、 国際農業開発基金 (IFAD) (注16)、国連世界食糧計画 (WFP) 〈注17〉が事務局を務める世界食料安全保障委 員会 (CFS) ^{〈注18〉} において議論が進められてきた 「農 業及びフードシステムにおける責任ある投資のための 原則」が2014年10月の第41回CFS総会で採択され ました。

2012年5月のG8キャンプ・デービッド・サミッ ト(米国)において立ち上げられた、「食料安全保障 及び栄養のためのニュー・アライアンス」について は、2013年6月のロック・アーン・サミット(英 国) に合わせて開催された関連イベントにおいて、

ニュー・アライアンスの進 捗 報 告書が公表されるとともに、新た なアフリカのパートナー国の拡大 が公表されました。以来、毎年進 捗報告書が公表され、パートナー 国は10か国となっています。ま た、2014年以降は独自の作業 部会を立ち上げ、G7プロセスか ら独立し、アフリカ連合委員会 (AUC) ^{〈注19〉} のニュー・アライ アンス事務局の下、自律的な運営 がなされています。このほか、日 本の財政支援の下、ニュー・アラ イアンスの枠組みで関連国際機関 による「責任ある農業投資に関す る未来志向の調査研究」が実施さ れています。

2015年6月のG7エルマウ・サミット(ドイツ) においては、2030年までに開発途上国における5億 人を飢餓と栄養不良から救い出すことを目標とした 「食料安全保障及び栄養に関するより広範な開発アプ ローチ」が発表されました。

この目標の達成に向け、2016年5月に日本が議長 国を務めたG7伊勢志摩サミットにおいては、特に優 先すべき三つの分野(女性のエンパワーメント、人間 中心のアプローチによる栄養改善、強靱で持続可能な 農業・フードシステムの確保)についてG7がとるべ き具体的行動をまとめた「食料安全保障と栄養に関 するG7行動ビジョン」を策定しました。これを踏ま え、10月には国際シンポジウムを東京で開催し、多 様な関係者の参加の下、食料安全保障と栄養に関する 議論を行いました。

また、G20において、日本は国際的な農産品市場 の透明性を向上させるための「農業市場情報システ ム(AMIS)」*支援などの取組を行ってきました。そ のほか、FAO、IFAD、国際農業研究協議グループ (CGIAR) ^{〈注20〉}、WFPなどの国際機関を通じた農業 支援も行っています。

日本はアフリカの食料安全保障・貧困削減の達成の ため、そしてアフリカの経済成長に重要な役割を果た

注15:国連食糧農業機関 FAO: Food and Agriculture Organization

注16: 国際農業開発基金 注17: 国連世界食糧計画 IFAD: International Fund for Agricultural Development

WFP: World Food Programme

注18:世界食料安全保障委員会 CFS:Committee on World Food Security

注19:アフリカ連合委員会 AUC: African Union Commission 注20: 国際農業研究協議グループ CGIAR: Consultative Group on International Agricultural Research

す産業として農業を重視しており、アフリカにおける 農業の発展に貢献しています。

CARD (アフリカ稲作振興のための共同体)* は、2008年に開催された第4回アフリカ開発会議 (TICAD IV) ^{〈注21〉}の際に設立され、サブサハラ・ アフリカのコメ生産量を、2008年時点の1,400万ト ンから2018年までに倍増(2,800万トン)させるこ とを目標としています。2014年のサブサハラ・アフ リカ地域の年間コメ生産量は2,516万トンまで増加し ており、目標に対して約74%を達成しています。

また、自給自足から儲かる農業への転換を推進す るため、2013年に開催された第5回アフリカ開発会 議(TICAD V)において小規模園芸農民組織強化計 画プロジェクト (SHEP) アプローチのアフリカ諸国 への広域展開とSHEPアプローチに関する技術指導員 1,000人、小農組織5万人の育成を表明し、2015年 度までに、20か国においてSHEPアプローチを展開す るとともに1,324人の技術指導者、約3万人の小農組 織の育成を行いました。

2016年8月に開催された第6回アフリカ開発会議 (TICAD VI) においては、アフリカにおける食料安 全保障を強化するため、CARDにおいて2018年まで に6万人の農民と2.500人の普及員に対して稲作技術 を普及するとともに、農業の生産性・収益性向上のた め、市場志向型農業の振興とフードバリューチェーン の構築を支援していくことを表明しました。

エチオピア

農産物残留農薬検査体制・能力強化支援プロジェクト 技術協力プロジェクト (2011年11月~実施中)

エチオピアの主要輸出品の一つはコーヒーであり、主 に日本に輸出されています。しかし、2008年、厚生労 働省のモニタリング検査において、日本向け輸出コー ヒーから残留基準値を上回る農薬が検出され、農薬検査 強化などの動きにつながったため、日本がエチオピアか ら輸入するコーヒーの量が大幅に減少し、農業分野が GDPの約4割で、輸出額の9割以上を占めるエチオピア の経済にも負の影響が出ました。

そのため、エチオピアでは、食品の安全管理の重要 性が再認識され、エチオピア農業省(MoA: Ministry of Agriculture)家畜作物安全管理局内に残留農薬検査場が 作られました。しかし、エチオピア国内において農薬分 析の経験者および検査のための試薬や溶媒が不足してい ることや、農薬汚染経路が特定できないことなどが問題 となり、エチオピア政府は日本に対し、検査場で農薬分 析を行う人材の育成への協力を要請しました。

JICAは早速、農薬分析用機材の提供や検査場の運営、 人材育成に関し助言をすることのできるスタッフを派遣 し、検査場で分析可能な対象農薬や農産物を増やし、検 査場の残留農薬検査機能を強化するための技術指導に着 手しました。特に、JICAのスタッフは、エチオピアの技 術者たちが、自主的に農産物の報告書を分析し、必要に 応じて残留農薬検査を行って、輸出が可能かを決めるこ とができるよう、日ごろから、検査活動の方針を立てる ときなどは、必ず職員全員が参加し、みんなが必要な技 術を共有できるよう努めています。

また、独立行政法人 農林水産消費安全技術センター (FAMIC: Food and Agricultural Materials Inspection



カウンターパートによる分析風景 (写真: JICA)

Center)は、検査場の職員を日本に招いて研修を行った り、現地にスタッフを派遣したりしていますが、残留農 薬を分析する中で起きるトラブルの対処方法など、重要 な応用力も含めた技術指導も行っています。

これら日本の支援の結果、エチオピアの残留農薬検査 場では、検査のための基礎データが蓄積され、エチオピ アの検査スタッフたちが残留農薬の分析方法を習得する ことができました。現在は日本向けコーヒーの全量に、 残留農薬検査所を通じて自主検査が実施されています。 日本の農産物残留農薬検査の技術や人材育成支援によっ て、エチオピアの農業の安全性が強化され、エチオピア の事例がアフリカ全域へと広がっていくことが期待され ています。

(2016年8月時点)

モロッコ

アブダ・ドゥカラ灌漑地域における灌漑システム向上プロジェクト 技術協力プロジェクト (円借款附帯プロジェクト) (2011年7月~2016年7月)

モロッコは、GDPの約13%(2015年)が農業セクターであり、同国輸出の約11%、就業労働人口の約25%を占めています。しかしながら、農耕可能地域の大部分は乾燥もしくは半乾燥地域であるため、天水に依存している農業地域では干ばつによってしばしば大きな被害を受けるなど、降雨量の多寡が農業生産量を左右してきました。今後さらに工業用水および上水需要の伸びが想定される中、限られた水資源を効果的・効率的に活用するために灌漑施設を拡充させることが急務となっていました。

アブダ・ドゥカラ平野(カサブランカ市の南西100~200kmに位置する)が位置するカサブランカ・セタット地方は、人口約686万人の地域で、そのうち、約180万人(約26%)が農村部にて生活しています。カサブランカ・セタット地方の総農地面積は同地方の総面積の約66%であり、農村部人口の約10%が農業セクターに従事しています。モロッコは、1988年に同地域の灌漑施設整備を計画し、第1期でアフリカ開発銀行、欧州投資銀行、アラブ社会経済開発基金の資金援助により16,000~クタールの灌漑施設を整備し、第2期で日本の円借款事業「アブダ・ドゥカラ灌漑事業(2001年事業完了)」により18,901~クタールの灌漑施設を整備しました。

本円借款事業施設の完成後、モロッコは日本に対し、 水利組合の灌漑設備運営管理に係る技術移転や、農家の 営農や市場アクセスの改善、水源からの漏水などによる ロスの軽減についてさらなる技術協力を要請しました。 これらは、水資源の効果的な利用による農業生産の安定 や収量の増加といった農民の生計向上を図ることを目的 としています。



アブダ・ドゥカラの整備された灌漑農地における灌漑システム (写真: JICA)

これを受け日本は、技術協力プロジェクト「アブダ・ドゥカラ灌漑地域における灌漑システム向上プロジェクト」(2011/7~2016/7)を実施しました。これは整備された灌漑農地にて、点滴灌漑と高収益作物の導入を促進するために、パイロットサイトにおけるモデル確立を支援するとともに、アブダ・ドゥカラ灌漑地域全体の水管理システムの改善に必要となる現状の把握や、将来の効率化に向けた支援です。

また、これは、モロッコが2020年を目標年として進める農業セクターの開発戦略である「緑のモロッコ計画」に沿うものであり、同計画を推進するプロジェクトの一つとして位置付けられています。

現在、円借款で整備した灌漑施設は効果的に利用されており、アブダ・ドゥカラ平野の農業従事者約5,700世帯に有効的に利用されています。

用語解

*ネリカ

ネリカ(NERICA: New Rice for Africa)とは、1994年にアフリカ稲センター(Africa Rice Center 旧WARDA)が、多収量であるアジア稲と雑草や病虫害に強いアフリカ稲を交配することによって開発した稲の総称。アフリカ各地の自然条件に適合するよう、日本も参加して様々な新品種が開発されている。特長は、従来の稲よりも、①収量が多い、②生育期間が短い、③乾燥(干ばつ)に強い、④病虫害に対する抵抗力がある、など。日本は1997年から新品種のネリカ稲の研究開発、試験栽培、種子増産および普及に関する支援を国際機関やNGOと連携しながら実施してきた。また、農業専門家や青年海外協力隊を派遣し、栽培指導も行い、日本国内にアフリカ各国から研修員を受け入れている。

*小規模園芸農民組織強化計画(SHEP※)アプローチ

小規模農家に対し、研修や現地市場調査等による農民組織強化、 栽培技術、農村道整備等に係る指導をジェンダーに配慮しつつ実 施することで、小規模農家が市場に対応した農業経営を実践でき るよう、能力向上を支援する。

SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment Project

*収穫後の損失(ポストハーベスト・ロス)

不適切な時期の収穫のほか、適切な貯蔵施設の不備等を主因とする、過剰な雨ざらしや乾燥、極端な高温および低温、微生物による汚染や、生産物の価値を減少する物理的な損傷などによって、収穫された食料を当初の目的(食用等)を果たせないまま廃棄等すること。

*責任ある農業投資

国際食料価格の高騰を受け、開発途上国への大規模な農業投資(外国資本による農地取得)が問題となる中、日本がG8ラクイラ・サミットにて提案したイニシアティブ。農業投資によって生じる負の影響を緩和しつつ、投資受入国の農業開発を進め、受入国政府、現地の人々、投資家の3者の利益を調和し、最大化することを目指す。

*農業市場情報システム

(AMIS: Agricultural Market Information System) 2011年にG20が食料価格乱高下への対応策として立ち上げた もの。G20各国、主要輸出入国、企業や国際機関が、タイム リーで正確、かつ透明性のある農業・食料市場の情報(生産 量や価格等)を共有する。日本はAMISでデータとして活用 されるASEAN諸国の農業統計情報の精度向上を図るための ASEAN諸国での取組を支援してきた。

*アフリカ稲作振興のための共同体

(CARD: Coalition for African Rice Development) 稲作振興に関心のあるアフリカのコメ生産国と連携し、援助 国やアフリカ地域機関および国際機関などが参加する協議グ ループ。2008年に開催されたTICAD IVにて、CARDイニシア ティブを発表。2018年までの10年間でサブサハラ・アフリ カにおけるコメの生産量を倍増(1,400万トンから2,800万ト ン)させることを目標としている。



エルサルバドルのサン・ロレンソ市で特産であるロロコの付加価値化・ 一村一品運動に取り組む青年海外協力隊の佐橋良子さん(コ ミュニティ開発)。農場訪問でロロコの栽培状況を視察。(写真:エルネス ト・マンサーノ/ JICAエルサルバドル)

タンザニア

コメ振興支援計画プロジェクト

技術協力プロジェクト (2012年11月~実施中)

タンザニアにおいて、コメはトウモロコシに次ぐ穀物 生産量を誇る重要な作物です。コメの消費量は年々増加 しており、消費の増大に国内生産が追いつかず海外から の輸入に頼っている状況で、コメの増産が喫緊の課題と なっています。こうした背景から、タンザニア政府は「国 家コメ開発戦略」を2009年に策定し、灌漑稲作を中心 にコメの増産を図り、2018年には2008年の約2倍に当 たる約196万トンのコメを生産することを目標に掲げて

日本は1970年代から、キリマンジャロ州モシ県にお ける灌漑稲作の発展に貢献してきており、その結果、同 県の灌漑地区のコメの生産性はタンザニア全国平均を大 きく上回る6t/haを達成することに成功しました。90年 代からは、この成果を全国に広げるため、キリマンジャ 口農業技術者訓練センターを拠点として、コメ生産性の 改善のための研修を実施し、多くのタンザニアの農家が



タンザニアの田んぼで稲を刈り取る女性(写真: JICA)

コメの増収を達成するのを支援してきました。

これまでの成果を受け、本プロジェクトでは、農業研 修所を拠点として増やし、研修を通じた灌漑稲作技術の 普及を全国に展開することを目指しています。また、貧 困削減という観点からは、灌漑稲作のみならず、天水畑 地稲作、天水低湿地稲作の振興も必要であることから、 天水稲作技術(畑地および低湿地を含む)の普及に向け た研修手法の開発を行うとともに、生産のみならず、 収穫後処理、マーケティングまでを含めたコメ産業バ リュー・チェーンの強化が必要であることを踏まえ、コ メ産業バリュー・チェーンに係る研修の強化を図ってい

本プロジェクト開始以降、これまでに灌漑技術研修を 40の灌漑地区で実施し、これまで合計5,000人を超える 農家に稲作技術の研修を実施してきました。研修では 44種類の稲作技術を紹介しており、そのうち、水田の 呼づくりや平らにする作業、苗の直線植えなど、主要技 術が約半数の農家に取り入れられ始めています。その ほか、天水畑地でも栽培可能なネリカ米(New Rice for Africa)の研修も進め、これまで300人近くの農家が同 研修を受講しました。また、いずれの研修も実施する際 には男女の比率に配慮して、研修に参加する農家の男女 比が1:1になるようにしています。

本プロジェクトは2018年に終了しますが、プロジェ クト終了3年後にはタンザニア全国で250万トンを超え るコメが生産できることを目指し、適正稲作技術が多く の農家に取り入れられるよう、活動を進めています。

(2016年8月時点)

(4) 持続可能な都市

都市は人間の主要な居住地域であり、経済・社会・ 政治活動の中心です。近年、そのような都市の運営に かかわる様々な問題が注目されています。市街地や郊 外で排出される大量の廃棄物処理への対応や、大気・ 水等の環境汚染防止への対応、下水・廃棄物処理シス テム等のインフラ施設の整備、急激な人口増加とそれ に伴う急速な都市化への対応などの問題です。こうし た問題に対応し、持続可能な都市の実現に向けて取り 組むことは重要な開発協力課題となっています。

2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中の「持続可能な開発目標(SDGs)」では、目標11として「包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住の実現」という課題が設定されました。このように、持続可能な都市の実現を含む人間居住の課題解決に向けた国際的な関心が高まっています。

<日本の取組>

日本は、「開発協力大綱」を踏まえ、開発途上国の 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅のため、持 続可能な都市の実現に向けた協力を実施するととも に、防災対策・災害復旧対応や健全な水循環の推進 等、人間居住に直結した地球規模課題の解決に向けた 取組を進めています。

具体的には、日本の知識と経験を活かし、上下水・ 廃棄物・エネルギー等のインフラ整備や、災害後にお いて被災前より強靱なまちづくりを行う「より良い復 興」の考え方を踏まえた防災事業や人材育成等も実施 しています。

このほか、日本は人間居住の課題解決に向けた活動を中心とした国際機関である国連人間居住計画(UN-Habitat) 〈注22〉への支援を通じた取組も進めています。

特に、UN-Habitatのアジア・太平洋地域事務所の本部が福岡県に所在していることもあり、同事務所本部や日本の民間企業とも連携した事業も実施しています。

また、20年に1度、都市化に伴う課題をはじめ、 人間居住にかかわる課題解決のための国連会議(人間 居住会議)が開催されています。2016年10月には、 南米エクアドルのキトで開催された第3回国連人間居 住会議(HABITAT II)で、前回会議からの20年間 に進められてきた各国の取組実績をもとに、幅広い人 間居住に係る課題の解決に向けた国際的な取組方針で ある「ニュー・アーバン・アジェンダ」が採択されま した。日本としても、同会議への貢献に向けた取組を 進めていく考えです。



日本はケニア・ナイロビ都市開発マスタープラン策定プロジェクトを支援した。ナイロビ市内の様子。(写真:JICAプロジェクトチーム)



モンゴルの首都ウランバートル市で無秩序に広がるゲル地区。日本は2007年からウランバートルの都市開発マスタープランの策定に協力した。(写直: IICA)

(5)情報通信技術 (ICT) や先端技術の導入

情報通信技術 (ICT)*の普及は、産業を高度化し、 生産性を向上させることで、持続的な経済成長の実現 に役立ちます。また、開発途上国が抱える医療、教 育、エネルギー、環境、防災などの社会的課題の解 決にも貢献します。ICTの活用は、政府による情報公 開を促進し、放送メディアを整備し、民主化の土台と なる仕組みを改善します。このように、便利さとサー ビスの向上を通じた市民社会の強化と質の高い成長に とってICTは非常に重要です。

<日本の取組>

日本は、地域・国家間に存在するICTの格差を解消 し、すべての人々の生活の質を向上させるために、開 発途上国における通信・放送設備や施設の構築、およ びそのための技術や制度整備、人材育成といった分野 を中心に積極的に支援しています。

具体的には、日本の経済成長に結びつける上でも 有効な、地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T)*の海 外普及活動に、整備面、人材面、制度面の総合的な 支援を目指して積極的に取り組んでいます。ISDB-T は、2016年11月現在、中南米、アジア、アフリカ各 地域において普及が進み、計17か国で採用されるに 至っており、ISDB-T採用国 〈注23〉への支援の一環と して、2009年度から現在までフィリピン、エクアド ル、コスタリカなど8か国に専門家を派遣し、技術移 転を実施しています。ISDB-T採用国および検討国を 対象としたJICA研修を毎年実施して、ISDB-Tの海外 普及・導入促進を行っています。総務省においても、 ISDB-Tの海外展開のため、相手国政府との対話・共 同プロジェクトを通じたICTを活用した社会的課題解 決などの支援を推進しています。

また、総務省では「防災ICTシステムの海外展開」 に取り組んでいます。日本の防災ICTシステムを活用 すれば、情報収集・分析・配信を一貫して行うことが でき、住民などのコミュニティ・レベルまで、きめ細 かい防災情報を迅速かつ確実に伝達することが可能で す。引き続き、防災ICTシステムの海外展開を促進す る支援を実施し、開発途上国における防災能力の向上 等に寄与する考えです。(「防災」について、詳細は 113ページを参照。)

日本は、各種国際機関とも積極的に連携して取組 を行っており、電気通信に関する国際連合の専門機 関である国際電気通信連合(ITU:International Telecommunication Union)*と協力して、開発途 上国に対して電気通信分野における様々な開発支援を 行っています。まず、2014年12月から2016年3月 まで、ITUおよびフィリピン政府と協力して、2013 年に大規模な台風被害を受けたフィリピン・セブ島に おいて、災害時に通信を迅速に応急復旧させることが 可能な移動式ICTユニット (MDRU)*を用いた実証 実験を行う共同プロジェクトを実施しました。同じシ ステムは、2016年4月16日の熊本県における地震で も活躍しました。熊本地震では最大震度7に伴う停電 や伝送路断絶等の影響により、固定電話、携帯電話を 利用できない地域が発生したため、当該地域での非常 通信手段確保のため、総務省の要請によりNTTが被災 地へMDRUを搬入し、地方自治体に対する支援を実 施しました。このような取組の成果を国内外へ発信し ながらICTユニットの導入・普及に向けた活動を推進 するとともに、ITU等の国際機関とも連携して、フィ リピンをはじめ自然災害を課題とする諸外国への貢献 につながる取組を進めていきます。

次に2015年11月から12月まで、広島市において 日本政府とITUの共催で情報通信の開発指標を考える 国際シンポジウムが開催されました。年1回開催さ



ボツワナ南東部に位置するサウスイースト地区のオッツェ村にある障害児対 象の職業訓練校。日本の草の根・人間の安全保障無償資金協力により建設さ れたコンピュータルーム内でIT教育を受ける生徒たち。(写真:ジョンスト ンゆかり/在ボツワナ日本大使館)

れているこのシンポジウムには、多数の閣僚が参加し、2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における開発目標(SDGs)に関して、ICTの果たす役割が議論されるとともに、各国におけるICTのアクセス、利用、技能の発展度合を総合的に評価するICT開発指標が発表されました。シンポジウムの結果は、G7香川・高松情報通信大臣会合(2016年4月)に報告され、デジタルデバイド、ヘルスケア、教育、防災等の重要課題が成果文書に反映されました。

アジア・太平洋地域では、情報通信分野の国際機関であるアジア・太平洋電気通信共同体(APT: Asia Pacific Telecommunity)*が同地域の電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。2014年9月にはAPT大臣級会合がブルネイで開催され、同地域における「スマート・デジタルエコノミー」の創造に向けて、38の加盟国およびAPTが協力して取り組んでいくための共同声明を採択しました。

日本は、この共同声明の重要分野(ICTおよびスマート・デジタルエコノミーの持続的成長に役立つ政策、ICTを通じた安心・安全な社会の構築など)を推進するためAPTが実施する研修やパイロット・プロジェクトを支援しています。2016年は、8件の研修、4件の技術者・研究者交流および2件のパイロット・プロジェクトに対する財政支援を行いました。

そのうちの一つである「デジタルデバイドを解消するためのICTサービス及びE-applicationの利活用」

に関する研修では、タイやモルディブなど12か国の情報通信関連省庁の職員が参加しました。研修では東日本大震災の教訓を伝えるとともに、防災・減災ICTのノウハウを共有しました。日本の先進的な取組が各国における防災対策の充実に貢献することが期待されています。

また、東南アジア諸国連合 (ASEAN) ^{〈注24〉}にお いては、2015年12月31日に、6億人の単一市場や 共生社会を掲げる「ASEAN共同体」が発足しまし た。同年11月にASEAN首脳会議において採択された 2025年までの新たな指標となるブループリント(詳 細な設計)では、ICTはASEANに経済的・社会的変 革をもたらす重要な鍵として位置付けられており、 ICTの役割の重要性を踏まえ、同じく11月に開催さ れたASEAN情報通信大臣会合において、2020年に 向けたASEANのICT戦略である「ASEAN ICT マス タープラン2020 (AIM2020)」が策定されていま す。また、こうした動きを受け、同会合に合わせて 開催された日ASEAN情報通信大臣会合において、日 本のASEANに対する協力ビジョンである「ASEAN Smart ICT Connectivity (ASIC)」を示し、引き続き、 ASEANにおけるICTの発展、およびICTを活用した地 域課題解決の取組を支援することとしています。こ のビジョンを具体化するものとして、日本はODAも 活用してミャンマーのICTインフラ整備を支援するな ど、ICT分野における協力を進めています。さらに、 近年特に各国の関心が高まっているサイバー攻撃を取

り巻く問題についても、2016年10月に第9回となる日ASEAN情報セキュリティ政策会議が東京で開催されるなど、ASEANとの間で情報セキュリティ分野での協力を今後一層強化することで一致しています。

こうした中、2016年10月、サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援をオールジャパンで戦略的・効率的に行うため、関係省庁が策定した支援の基本方針がサイバーセキュリティ戦略本部に報告されました。今後、同方針に沿って、当面は対ASEAN諸国を中心に積極的に支援を行っていきます。



マリにおける「バマコ都市地域デジタル地形図作成プロジェクト」で供与されたステレオ3次元計測システムの技術指導を女性たちに行う様子(写真: 冨村俊介/アジア航測㈱)

注24:東南アジア諸国連合 ASEAN:Association of South East Asian Nations

*情報通信技術

(ICT: Information and Communications Technology) コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術 で、インターネットや携帯電話がその代表。

*地上デジタル放送日本方式

(ISDB-T: Integrated Services Digital Broadcasting -Terrestrial)

日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式。緊急警報放送の 実施、携帯端末でのテレビ受信、データ放送等の機能により、災 害対策面、多様なサービス実現といった優位性を持つ。

*国際電気通信連合

(ITU: International Telecommunication Union)

電気通信・放送分野を担当する国連の専門機関(本部:スイス・ ジュネーブ。193か国が加盟)。世界中の人が電気通信技術を使 えるように、①携帯電話、衛星放送等で使用する電波の国際的な 割当、②電気通信技術の国際的な標準化、③開発途上国の電気通 信分野における開発の支援等を実施。

*移動式ICTユニット

(MDRU: Movable and Deployable ICT Resource Unit)

東日本大震災での教訓を踏まえて総務省が研究開発を行った、災 害時に被災地へ搬入して通信を迅速に応急復旧させることが可能 な通信設備。車載型、アタッシュケース型等の小型化に対応し、 通信設備が被災して使えない状況であっても通話やデータ通信を 行うことが可能。

*アジア・太平洋電気通信共同体 (APT: Asia-Pacific Telecommunity)

1979年に設立されたアジア・太平洋地域における情報通信分野 の国際機関。同地域の38か国が加盟。同地域における電気通信 や情報基盤の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じ た人材育成、標準化や無線通信等の地域的な政策調整等を実施。

ボツワナ

地上デジタル放送日本方式実施プロジェクト

技術協力プロジェクト (2014年8月~2016年8月)

国土の約8割がカラハリ砂漠に覆われた人口約200 万人のボツワナでは、大統領府の下に放送サービス局 (DBS: Department of Broadcasting Services) が設け られており、DBSがラジオボツワナとボツワナテレビを 運営、放送をしています。ボツワナテレビの地上波テレ ビ放送の開始は2000年で、人口の約85%をカバーして いますが、南部アフリカ開発共同体はアナログ放送終了 の期限を2013年としていたため、国内の地上デジタル 放送化を進めることが急務となっていました。

このような状況下で、ボツワナ政府は、同一送信機に よるテレビ受信および携帯端末でのワンセグ放送受信 も可能であるといった技術的な利点を評価し、2012年 2月にアフリカで初めて「地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T)」の採用を決定しました。しかし、試験導入 は開始されたものの、本格導入に必要な技術や資機材の 不足が課題となっていました。

こうした状況を改善し、そしてボツワナの経済成長の 基盤となる情報通信を強化するために、日本は、地上デ ジタル放送を担当するボツワナのDBSに対し、ISDB-Tの 本格導入に当たって必要となる計画の策定、実施体制の 整備、国民への広報、地上デジタル放送の特徴を生かし た番組制作等に関する技術指導や必要機材の供与などを 行い、地上デジタル放送を実施できる環境整備を支援し ました。

その結果、DBS内に、番組制作やデータ放送に関する 作業部会が組織され、デジタル放送化に必要となる基本 的な技術規格の策定や基準の見直しが行われました。



ボツワナの首都ハボロネのショッピングモールで地上デジタル放送の 長所を人々に紹介する寺林克哉さん(写真:松本ちあき/八千代エン ジニアリング(株))

番組制作については、日本や現地での研修を通じ、4本 の番組を制作し、今後現地の人々だけで番組制作を継続 できるようマニュアルなどの整備も行いました。また、 プロジェクト開始前にはほとんど知られていなかった地 上デジタル放送について、積極的な広報活動を行った結 果、認知度は86%にまで向上し、このうち90%は地上 デジタル放送を利用したいと回答しました。

こうして地上デジタル放送日本方式の本格導入に向け た基盤が整備されました。今後は、国民に向けて一層の 広報活動を行っていくことで、地上デジタル放送が広く 国内に普及し、教育、医療、防災など、様々な分野での 情報発信が実現することが期待されます。

(6) 科学技術・イノベーション促進、研究開発

情報通信技術 (ICT) の普及が進み、研究開発のグ ローバル化や、研究成果を広く共有するオープン化が 進む中で、データサイエンス(膨大なデータを分析す ることで科学研究を進める手法) やサイバーセキュリ ティが重要性を増し、科学技術・イノベーションは本 質的に変化しています。こうした科学技術の分野は、 国の安全保障やイノベーションを通じた経済成長、さ らには人類の生活と福祉の発展を支える基盤的要素で す。

国際社会においては、経済・産業の持続的発展、地 球環境問題、資源エネルギー問題、保健衛生問題等の 諸問題の解決のために、科学技術を駆使した国際協力 が重視されています。科学技術・イノベーションのプ ロセスに根底的な変化が起こりつつある現在の国際社 会において、より戦略的でより積極的な科学技術外交 の取組が求められています。

<日本の取組>

日本の優れた科学技術を外交に活かすため、2015 年9月に岸輝雄東京大学名誉教授が初の外務大臣科学 技術顧問(外務省参与)に就任しました。外務大臣科 学技術顧問の役割には、外務大臣のアドバイザーとし て、国際協力・グローバル課題への貢献における日本 の科学技術の活用に向け、助言や提言を行うことが含 まれます。

この点に関する最近の取組として、外務大臣科学技 術顧問により、第6回アフリカ開発会議 (TICAD VI) に向け、科学技術の観点から見たアフリカ支援のあり 方について具体的施策を含む提言がとりまとめられ、 2016年8月に岸田外務大臣に提出されました。この 提言では「人材育成を通じたアフリカの科学技術水準 の向上」と「研究開発の成果を社会全体に還元」とい う二つの柱に沿って具体的な取組が示されました。ナ イロビ宣言においては、科学技術・イノベーションの 活用促進が謳われるとともに、「TICAD VIにおける 我が国の取組」において提言の内容が反映されました。

このように昨今注目を集める科学技術・イノベー ションは、持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals) の実施においても重視され ており、2016年6月にニューヨーク国連本部で、政 府、企業、研究者、市民団体など多様な関係者が議論 する第1回STIフォーラム 〈注25〉 が開催されたほか、日 本では外務大臣科学技術顧問の下に設けられた「科学 技術外交推進会議」においても議論されています。

このほか、日本の科学技術外交の主な取組として は、ODAと科学技術予算を連携させた地球規模課題 対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)*が 2008年に始まり、2016年までに世界46か国におい て115件の共同研究プロジェクトが採択されていま

SATREPSに関しては、ベトナムにおいて、同国北 部中山間地域の自然・社会環境に適した短期生育、高 収量・病虫害抵抗性イネ品種育種のための研究基盤強 化を目的とした「ベトナム北部中山間地域に適応した 作物品種開発プロジェクト」を実施しました。このプ ロジェクトを通じて、先端的なマーカー選抜技術とイ ネの迅速な世代促進法を融合することにより、効率的 なイネ育種システムの構築に寄与しました。

また、2016年5月には、G7茨城・つくば科学技 術大臣会合が開催され、顧みられない熱帯病 (NTDs: Neglected Tropical Diseases) を含むグローバル ヘルスやインクルーシブ・イノベーションなど開発に 関連する主題を含め、科学技術の観点からまとめた 「つくばコミュニケ」が採択されました。

また、日本は、工学系大学支援を強化することで人 材育成への協力をベースにした次世代のネットワーク 構築を進めています。マレーシアでは、1982年から 進めてきた「東方政策」^{〈注26〉}の集大成として、日本 型工学教育を行う高等教育機関であるマレーシア日本 国際工科院(MJIIT:Malaysia-Japan International Institute of Technology) が設立され、日本はこの MJIITに対し、教育・研究用の資機材の調達と、教育 課程の整備を支援しています。また、日本国内の26 大学と連携し、カリキュラムの策定や日本人教員派遣 などの協力も行っています。

ほかにもタイに所在する国際機関であるアジア工科 大学 (AIT: Asian Institute of Technology) は、 工学・技術部、環境・資源・開発学部等の修士課程お

注25:Forum on Science, Technology and Innovation 注26:東方政策は、1981年にマハティール・マレーシア首相(当時)が日本の発展の経験や労働倫理、経営哲学等を学ぶことを目的として提唱したマレーシアの人材 育成政策。

よび博士課程を有するアジア地域トップレベルの大学 院大学であり、同大学に対する日本の拠出金は、日本 人教官が教鞭をとるリモートセンシング(衛星画像解 析) 分野の学科の学生に対する奨学金として支給され ており、「日・ASEAN防災協力強化パッケージ」の要 となる人工衛星を用いたリモートセンシング分野の人 材育成に貢献しています。

エジプトでは、2008年から、日本型の工学教育の 特長を活かした「少人数、大学院・研究中心、実践的 かつ国際水準の教育提供」をコンセプトとする国立 大学「日・エジプト科学技術大学(E-JUST: EgyptJapan University of Science and Technology) の設立を支援しています。日本全国の大学が協力して 教職員を現地に派遣し、講義・研究指導やカリキュラ ム作成を支援してきており、オールジャパンの体制 で、アフリカ・中東地域に日本の科学技術教育を伝え ていくことを目指しています。

さらに、日本は開発途上国の社会・経済開発に役立 つ日本企業の技術を普及するための事業も実施してい ます。この事業は、日本の民間企業が持つ高度な技術 力や様々なノウハウを相手国に普及させる後押しをす るものとして期待されています。

*地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム

(SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)

日本の優れた科学技術とODAとの連携により、環境・エネルギー生物資源、防災および感染症の地球規模課題の解決に向けた研究を行 い、その研究成果の社会実装(研究成果を社会に普及させること)を目指し、開発途上国および日本の研究機関が協力して国際共同研究 を実施する取組。文部科学省、科学技術振興機構 (JST) および日本医療研究開発機構 (AMED) と、外務省および国際協力機構 (JICA) が連携し、日本側および相手国側の研究機関・研究者を支援している。

マレーシア

アジア地域の低炭素社会化シナリオの開発プロジェクト 技術協力プロジェクト(2011年6月~2016年6月)

近年、急速な経済成長を遂げ先進国入りを目指すマ レーシアでは、自然環境の保全、持続可能な資源の利 用・管理が大きな課題となっています。とりわけ、大気 汚染といった都市環境問題の深刻化に加え、人々の生活 水準向上に伴って、エネルギー消費が増大したことも あり、二酸化炭素排出量の増加が深刻化しています。ま た、気候変動との関連が注目される豪雨や洪水、土砂崩 れ、森林火災が発生しています。

こうした問題の解決に向けて、マレーシアは、二酸化 炭素の排出を大幅に減らすための「低炭素社会」をつ くるため動き出しました。経済特区として開発が進む マレー半島最南部のジョホール州イスカンダル開発地域 のインフラ整備に際して、「低炭素社会」を2025年まで に構築することを視野に入れた計画が求められています が、技術・人材不足などの理由から、マレーシアだけで 対応することが困難でした。そのため、大気汚染の削減 や二酸化炭素排出抑制に知見と実績を有する日本に協力 要請がありました。これを受け、京都大学や岡山大学、 国立環境研究所(NIES)の専門家で構成された日本側の 研究者チームと、マレーシア工科大学(UTM)等の研究 者チームが共同で「低炭素社会」実現に向けての道筋を 定めた実行計画を作成し、マレーシア政府の承認を受け て活動を開始しました。この日本側の研究者チームは、 過去にはインドやタイなどでも政策づくり支援を行って きた経験があり、最終的には、マレーシアの人々だけで 計画を継続できるような指導を心がけ、人材・組織育成



関係者会議の様子 (写真: JICA)

に力を入れました。具体的には、「低炭素社会」実現に 向けたマニュアルの作成や、話し合いの場の設置、現状 のデータ収集に加え、低炭素社会シナリオ構築のための マレーシア側職員を対象とする研修計画や関係者のネッ トワークを整えました。この研修は、日本・マレーシア の両国で今後も継続的に実施することが求められていま

この「低炭素社会」構築に向けた取組は、インフラ整 備だけでなく、植林活動や、現地小学校での、子どもた ちが気軽に行えるエコ活動の実施を促しています。プロ ジェクト成果がマレーシア国内にとどまらず、ほかのア ジア地域へ広がっていくことが期待されます。

(7) 債務問題への取組

開発途上国が債務として受け入れた資金を有効に利 用し、将来的な成長の実現などによって、返済能力が 確保される限りにおいては、債務は経済成長に役立つ ものです。しかし、返済能力が乏しく、過剰に債務を 抱える場合には、債務は開発途上国の持続的成長を阻 害する要因となり、大きな問題となります。

債務の問題は、債務国自身が改革努力などを通じ て、自ら解決しなければならない問題ですが、過大 な債務が開発途上国の発展の足かせになってしまう ことは避けなければなりません。2005年のG8グレ ンイーグルズ・サミット(英国)では、重債務貧困国 (HIPCs 〈注27〉) が国際通貨基金 (IMF 〈注28〉)、国際 開発協会(IDA ^{〈注29〉})およびアフリカ開発基金に対 して抱える債務を100%削減するとの提案に合意がな されました^{〈注30〉}。最貧国の債務問題に関しては、こ れまでに39か国が拡大HIPCイニシアティブ^{〈注31〉}の 対象となっていますが、経済・社会改革などへの取組 が一定の段階に達したという条件をクリアした結果、 2016年度末には、そのうち36か国で包括的な債務削 減が実施されています。

また、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国につ いても、重い債務を負っている国があり、これらの負 担が中長期的な安定的発展の足かせとならないように 適切に対応していく必要があります。2003年、パリ クラブ^{〈注32〉}において、「パリクラブの債務リストラ に関する新たなアプローチ」(エビアン・アプローチ) が合意されました。エビアン・アプローチでは、重債 務貧困国以外の低所得国や中所得国を対象に、従来以 上に債務国の債務持続可能性に焦点を当て、各債務国 の状況に見合った措置が個別に検討されます。債務の 持続可能性の観点から見て、債務負担が大きく、支払 い能力に問題がある国に関しては、一定の条件を満た した場合、包括的な債務救済措置がとられることにな りました。

< 日本の取組 >

円借款の供与に当たっては、被援助国の協力体制、 債務返済能力および運営能力、ならびに債権保全策等 を十分検討して判断を行っており、ほとんどの場合被 援助国から返済が行われていますが、例外的に、円借 款を供与する時点では予想し得なかった事情によって 返済が著しく困難となる場合もあります。そのような 場合、前述の拡大HIPCイニシアティブやパリクラブ における合意等の国際的な合意に基づいて、必要最小 限に限って債務の繰延 〈注33〉、免除、削減といった債 務救済措置を講じています。現在、2003年度以降33 か国に対して総額で約1兆1,290億円の円借款債務を 免除しています。なお、2014年に引き続き、2015 年も円借款債務の救済実績はありませんでした。

注27: 重債務貧困国 HIPCs: Heavily Indebted Poor Countries

注28:国際通貨基金 IMF:International Monetary Fund

IDA: International Development Association

注30:マルチ債務救済イニシアティブ MDRI:Multilateral Debt Relief Initiative 注31:1999年のケルンサミット(ドイツ)において合意されたイニシアティブ。重債務貧困国に対する既存の国際的な債務救済イニシアティブをさらに拡充し、債権 の100%の削減などを行うこととしたもの。

注32:特定の国の公的債務の繰延に関して債権国が集まり協議する非公式グループ。フランスが議長国となり、債務累積国からの要請に基づき債権国をパリに招集し て開催されてきたことから「パリクラブ」と呼ばれる。

注33:債務の繰延とは、債務救済の手段の一つであり、債務国の債務支払の負担を軽減するために、一定期間債務の返済を延期する措置。

1-2 基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するための支援

日本は、人間の生存・生活・尊厳に対する広範かつ 深刻な脅威から人々を守り、人々の豊かな可能性を実 現するという「人間の安全保障」の考え方を、国際社 会の中でこれまで積極的に提唱してきました。このよ

うな「人間の安全保障」なくして、質の高い成長は実 現され得ません。ここでは、こうした人間中心の視点 から、基礎的生活を支える保健・水・教育・文化など を紹介しています。

(1)保健医療、人口

開発途上国に住む人々の多くは、先進国であれば日 常的に受けられる基礎的な保健医療サービスを受ける ことができません。ミレニアム開発目標 (MDGs) においては保健関連の目標(目標4:乳幼児死亡率の 削減、目標5:妊産婦の健康改善、目標6:HIV/エ イズ、マラリア、その他疾病の蔓延の防止)の達成に 一丸となって取り組んできましたが、現在でもなお、 感染症や栄養不足、下痢などにより、年間590万人以 上の5歳未満の子どもが命を落としています。^{〈注34〉} また、産婦人科医や助産師など専門技能を持つ者によ る緊急産科医療が受けられないなどの理由により、年 間28万人以上の妊産婦が命を落としています。〈注35〉 さらに、貧しい国では、高い人口増加率により一層の

貧困や失業、飢餓、教育へのアクセス・質の悪さ、環 境悪化などに苦しめられています。近年では、栄養過 多を含む栄養不良、糖尿病やがんなどの非感染性疾 患、人口の高齢化などへの対処も新たな課題となって おり、MDGsの後継として国連で採択された持続可 能な開発目標(SDGs) (注36) では、目標3で「あら ゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福 祉を促進する」と設定されました。

世界の国や地域によって多様化する健康課題に対応 するため、すべての人が基礎的な保健医療サービス を、必要なときに負担可能な費用で受けられる「ユニ バーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)^{〈注37〉}」*の達 成が重要となっています。

<日本の取組>

• 保健医療

日本は従前から、人間の安全保障に直結する保健 医療分野での取組を重視しています。2015年2月の

「開発協力大綱」の策定を受け、9月、 日本政府は、保健分野の課題別政策と して「平和と健康のための基本方針| を定めました。この方針は、日本の知 見、技術、医療機器、サービス等を活 用しつつ、①エボラ出血熱など公衆衛 生危機への対応体制の構築、②すべて の人への生涯を通じた基礎的保健サー ビスの提供を目指していくことを示し ており、これらの取組は、「持続可能 な開発のための2030アジェンダ」に 掲げられた保健分野の課題解決を追求 していく上でも重要なものです。さら に、日本政府は、2015年9月「国際 的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針」 を定め、国際的に脅威となる感染症対策の強化につい



ケニア・ボメット郡で日本の支援により改築された産科病棟で笑顔を見せる出産後のお母さんと看護 師たち (写真:柴岡久美子/在ケニア日本大使館)

注34: (出典) WHO "World Health Statistics 2016"

注35:(出典) WHO, UNICEF, UNFPA, and the World Bank "Trends in Maternal Mortality: 1990 to 2010"

注36:持続可能な開発目標 SDGs:Sustainable Development Goals 注37:ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ UHC: Universal Health Coverage

53

て、今後5年程度を目途として、基本的な方向性、重 点的に強化すべき事項等を示しました。

また、日本は保健システム*の強化やUHCの推進などに関する国際社会の議論を主導してきました。たとえば2000年のG8九州・沖縄サミットにてサミット史上初めて、感染症を主要議題の一つとして取り上げました。2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットでは、保健システムを強化することの重要性を訴えました。さらに、2010年のG8ムスコカ・サミット(カナダ)では、母子保健に対する支援を強化するムスコカ・イニシアティブが立ち上げられ、日本は2011年から5年間で最大500億円規模、約5億ドル相当の支援を追加的に行うことを発表しました。

2016年の伊勢志摩サミットでは、感染症等の公衆衛生危機への国際社会の対応能力の強化、また幅広い保健課題への対応の鍵となり、危機へのより良い備えを有するUHCの推進、薬剤耐性(AMR)への対応強化等が重要との点で一致し、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」を発表しました。

さらに、2016年8月に開催された第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)では、安倍総理大臣がUHCに関するサイドイベントにおいて、G7伊勢志摩サミットの成果である「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」をアフリカにおいても着実に実践するために、各国のオーナーシップとリーダーシップを重視しつつ、特に人材育成を通じて「公衆衛生危機への対応能力及び予防・備えの強化」および「アフリカにおけるUHCの推進」の実現に貢献していく決意を述べました。



ケニア・ナイロビで開催された第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)の際、「アフリカにおけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC in Africa)」に関するハイレベルイベントで、スピーチする安倍総理大臣(写真:内閣広報室)



東ティモールの首都ディリで行われた巡回診療の乳幼児健診を受ける3歳の 子ども。上腕の周囲はわずか10cmしかない。(写真:長壁総一郎)

具体的には、①国際共同研究の推進も含む様々な取組を通じて、コミュニティなどの地方部 〈注38〉 も対象に、感染症対策のための専門家・政策人材を約2万人育成すること、②アフリカ各国のモデルとなるUHC推進国への重点的な支援を実施するなどの取組を通じて、基礎的保健サービスにアクセスできる人数をアフリカ全体で約200万人増加させるための貢献を行っていくこと、③「公衆衛生危機への対応能力及び予防・備えの強化」および「アフリカにおけるUHC推進」の実現に向けて、G7伊勢志摩サミットでの約11億ドルの拠出表明に関し、グローバルファンド、Gaviワクチンアライアンス等を通じて、約5億ドル以上の支援をアフリカで実施し、約30万人以上の命を救うことを表明しました。

また、日本は、「UHC in Africa」(政策枠組み)や「International Health Partnership for UHC 2030」(国際社会におけるUHC達成に向けた連携の枠組み)などを通じ、各国際機関・市民社会等とも連携を強化するほか、保健の基礎となる栄養状態を「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ(IFNA)(注39)」の創設や「栄養改善事業推進プラットフォーム(NJPPP)〈注40〉」の設置等を通じて改善することを表明しました。

日本は、50年以上にわたり国民皆保険制度等を通じて、世界一の健康長寿社会を実現した実績を有しています。新しい方針の下、二国間援助のより効果的な実施、国際機関等が行う取組との戦略的な連携の強化、国内の体制強化と人材育成などに、今後も取り組んでいきます。

注38: 非都市部を指す。

注39:食と栄養のアフリカ・イニシアティブ(IFNA:Initiative for Food and Nutrition Security in Africa

注40:栄養改善事業推進プラットフォーム NJPPP:Nutrition Japan Public-Private Platform

公衆衛生危機対応

グローバル化が進展する今日、感染症の流行は、容 易に国境を越えて国際社会全体に深刻な影響を与えま す。2014年のエボラ出血熱の流行は、多数の命を奪 い、周辺国への感染拡大や医療従事者への二次感染の 発生といった問題を引き起こしました。また、世界保 健機関 (WHO) (注41) による 国際的に懸念される 公衆衛生上の緊急事態 (PHEIC) 〈注42〉」の宣言、感 染症に関するものとしては3例目となる国際連合安全 保障理事会(国連安保理)決議(第2177号)の採択 が行われるなど、エボラ出血熱の流行は国際社会にお ける主要な人道的、経済的、政治的な課題となりまし た。

日本は、流行国や国際機関に対し、資金的支援に加 え、専門家派遣や物資供与といった様々な支援を切れ 目なく実施しました。さらに、日本の技術を活かした 治療薬や迅速検査キット、サーモグラフィーカメラの 開発等、官民挙げてエボラ危機の克服を後押ししまし た。

今回のエボラ出血熱の流行拡大は、流行地域におけ る保健システムが脆弱であったことが一因と考えられ ています。日本は、感染症対策には持続可能かつ強靱 な保健システムの構築が基本となるとの観点に立ち、 エボラ出血熱の流行前から、人間の安全保障に直結す る課題である保健分野における開発協力を重視し、 UHCの推進を掲げ、西アフリカの保健システムの強 化に継続的に取り組んできました。日本は、アフリカ 各国の「公衆衛生危機への対応能力及び予防・備えの 強化」、すべての人が保健サービスを受けることがで

きるアフリカを目指し、医療従事者の能力強化や保健 施設の整備をはじめとした保健分野への支援、インフ ラ整備、農業生産性向上、食料安全保障強化等、社会 的・経済的復興に役立つ支援を迅速に進めています。

また、日本は、国際社会の平和と繁栄に積極的に貢 献する国家として、こうした健康危機に対応する国 際社会の枠組み(グローバル・ヘルス・アーキテク チャー) 構築においても、国連事務総長の設置した国 際的な健康危機に関するハイレベルパネル等国際社 会の議論と緊密に連携し、日本人専門家の参加を含 む、様々な貢献を行いながらG7伊勢志摩サミットや TICAD VI等の場において議論を主導してきました。 特に、WHOの健康危機プログラムには、安倍総理 大臣が2016年5月の伊勢志摩サミットの際に5.000 万ドルの拠出を表明し、その内2,500万ドルを年内 に拠出したほか、緊急対応基金 (CFE) 〈注43〉には約 1.080万ドルを拠出し、2016年12月現在日本が最大 のドナー国となっています。加えて日本政府の後押し を受けて世界銀行がサミットの機会に創設した緊急対 応ファシリティ (PEF)*に対しても、他国に先駆けて 5,000万ドルの拠出を表明しました。さらに日本は、 WHOが国連人道問題調整事務所 (OCHA) (注44) と連携して危機に対応するための標準業務手順書 (SOP: Standard Operation Procedures) の策定 を主導しました。そのほか、2015年10月に国際緊急 援助隊・感染症対策チームを新設し、感染症流行国で の迅速かつ効果的な支援に向けた取組を行っていま



マリに対し供与された、エボラ出血熱の個人防護具



黄熱ワクチンキャンペーンを支援する感染症対策チーム隊員(コンゴ民主共 和国における黄熱流行に対する支援)

注41:世界保健機関 WHO:World Health Organization

注42:国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 PHEIC:Public Health Emergency of International Concern

CFE: Contingency Fund for Emergency

注44:国連人道問題調整事務所 OCHA:United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs

UHCの推進

UHCとは、すべての人が基礎的な保健サービスを 必要なときに負担可能な費用で受けることができるこ とを指します。保健医療サービスの格差を是正し、す べての人の基礎的な保健ニーズに応え、被援助国が自 ら保健課題を検討・解決する上で、UHCの達成が重 要であり、日本政府は、UHC推進に取り組んでいま す。また、国連総会の一般討論演説や関連イベントで 安倍総理大臣がUHC推進を表明するなど、日本政府 は、国際的な議論の場においても、「日本ブランド」 としてのUHC推進を主張してきました。そしてこの ような日本の主張を背景に、2015年9月に採択され た [持続可能な開発のための2030アジェンダ] では、 UHCの達成が国際的な目標の一つに位置付けられま した。

安倍総理大臣は2015年9月の国連総会の機会に、 UHC推進に向けて国際機関・ドナー国等が知見を 共有し、開発途上国の保健システム強化に向け連携 を強化する必要性があると述べました。そのような 招請を受け、これまでの保健分野の援助協調枠組み を発展させた [IHP for UHC2030] (注45) (通称:



・ゲジラ州のカミールノーマック保健所を訪れた親子。「プライマ リーヘルスケア拡大支援プロジェクト」が実施されている。(写真:吉留桂 /公益財団法人ジョイセフ)

UHC2030) の設立が、伊勢志摩サミットにおいて G7首脳から支持されるなど、日本はその設立に向け て主導的な役割を果たしています。

また、安倍総理大臣はTICAD VIにおいてUHC推進 のために、アフリカにおけるUHCの先駆的な国の取 組が各国のモデルとなりアフリカ大陸全体に広がるよ う、モデルとなり得る国への重点的支援を表明しまし た。加えて、世界銀行、WHO、グローバルファンド 等と共に発表した「UHC in Africa」は、UHC達成の 上で参考となる道筋や具体的行動を示すものであり、 今後、進捗を促進する会合も予定されています。

2015年9月に日本政府が定めた「平和と健康のた めの基本方針」においても、国際社会でのUHCの主 流化のために必要な支援を引き続き行うことを挙げて います。病院建設や医薬品・医療機器の供与などの ハード面での協力や、人づくり、制度などのソフト面 での協力等、日本の経験・技術・知見を活用した協力 を促進し、貧困層、子ども、女性、障害者、高齢者、 難民・国内避難民、少数民族・先住民などの「誰一人 取り残さない」UHCを実現することが示されていま す。

UHCにおける基礎的な保健サービスには、栄養改 善、予防接種、母子保健、性と生殖の健康、感染症対 策、非感染性疾患対策、高齢者の地域包括ケアや介護 などすべてのサービスが含まれます。

栄養改善の取組に関し、二国間支援では母乳育児の 推進や保健人材育成などの支援を行ってきました。ま た、多国間支援では、ÜNICEFやWFPなどへの拠出 を通じて協力しています。ほかにも、国際的に栄養 改善の取組を牽引する国際的イニシアティブである SUN (Scaling Up Nutrition) にはドナー国として 参加しています。近年では、民間企業と連携した栄養 改善事業の推進にも力を入れており、9月には、栄養 改善事業推進プラットフォームを発足させました。こ のプラットフォームを通じ、民間企業、市民社会、ア カデミア(学術研究機関)といったパートナーと協同 で、食品関連事業者等による開発途上国における栄養 改善の取組を後押しする環境を整備し、栄養改善に貢 献します。このほか、アフリカでの栄養改善を加速化 するための「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ」 (IFNA) 〈注46〉をJICAが中心となり立ち上げるなど、

注45:国際保健パートナーシップ IHP:International Health Partnership 注46:食と栄養のアフリカ・イニシアティブ IFNA:Initiative for Food and Nutrition Security in Africa

日本主導の栄養改善の取組が本格的に動き始めて います。

予防接種は感染症疾患に対して、安価で効果的 な手段であることが証明されており、毎年200万 から300万人の命を予防接種によって救うことが できると見積もられています。^{〈注47〉}しかしなが ら、必要な予防接種を受けることができない子ど もが全世界で2,100万人もいます。開発途上国の 予防接種率を向上させることを目的として2000 年に設立されたGaviワクチンアライアンス*に対 して、日本は2011年に拠出を開始して以来、累 計約5,380万ドルの支援を行いました。Gaviは 2000年の設立以来の15年間で、4億4,000万人

の子どもたちが予防接種を受け600万人の命が救われ たと推計しており、2016年から2020年までにさら に3億人の子どもたちに予防接種を行い、500万人以 上の命を救うことを目標にしています。また、二国間 援助においては、ワクチンの製造、管理およびコール ドチェーン維持管理などの支援を実施し、予防接種率 の向上に貢献していきます。さらに、この取組を推進 すべく、日本政府は2016年5月、2020年までに新 たに7,600万ドルを拠出する方針を表明しました。

MDGsにも含まれている母子保健分野(目標4: 5歳未満児死亡率の削減、目標5:妊産婦の健康改 善) においては、5歳未満児死亡率や妊産婦死亡率の 削減、助産専門技能者の立会いによる出産の割合の増 加など大幅な改善は見られたものの、残念ながらその 達成には至らず、SDGsにおいても母子保健には大き な課題が残されています。日本政府は包括的な母子継



エルサルバドルのチャラテナンゴ県ラ・パルマ市保健センターで青年海外協力隊の竹 原由美子さん (助産師) が若年妊婦に対して性教育と新生児ケアについて研修を行っ ている様子(写真:エルネスト・マンサーノ/ JICA)

注47: (出典) WHO "Health topics, Immunization

http://www.who.int/topics/immunization/en

注48:国連人口基金 UNFPA:United Nations Population Fund 注49:国際家族計画連盟 IPPF:International Planned Parenthood Federation



ラオス・ビエンチャン郊外の病院で、母子保健手帳を持参して診療を終え、笑顔を見 せる妊産婦たち (写真: 久野真一/ JICA)

続ケアを提供する体制強化と、開発途上国のオーナー シップ(主体的な取組)と能力向上を基本とし、持続 的な保健システム*を強化することを中心とした支援 を目指し、ガーナ、セネガル、バングラデシュなどの 国において、効率的に支援を実施しています。それら を通じ、妊娠前(思春期、家族計画を含む)・妊娠期・ 出産期と新生児期・幼児期に必要なサービスへのアク セス向上に貢献しています。また、日本は、日本の経 験・知見を活かし、母子保健改善の手段として、母子 健康手帳を活用した活動を展開しています。母子健康 手帳は、妊娠期・出産期・産褥期(出産後、妊娠前 と同じような状態に回復する期間で、ほぼ産後1~2 か月間)、および新生児期、乳児期、幼児期と時間的 に継続したケア (CoC: Continuum of Care) に貢 献できるとともに、母親が健康情報を持っていること で、意識向上や行動変容を促すことができることが特

徴です。日本の協力により、既に全国に母子健康 手帳が定着したインドネシアは、ケニア、ウガン ダ、カメルーン、パレスチナ自治区、アフガニス タン、ミャンマー、ラオス、ベトナム、東ティ モール等から母子保健関係者を招聘し、母子健康 手帳の普及・促進のための研修を実施しました。 日本においては、母子手帳国際会議を大学機関と 共に開催し、母子健康手帳のさらなる普及・拡大 を目指す専門家間のグッド・プラクティス(優良 事例)・知見の交換に貢献しました。

さらに日本は、支援の実施国において、国連 人口基金 (UNFPA) 〈注48〉 や国際家族計画連盟 (IPPF) ^{〈注49〉}など、ほかの開発パートナーと共 に、性と生殖に関する健康サービスを含む母子保健の 推進によって、より多くの女性と子どもの健康改善を 目指しています。

また、高齢化対策における国際貢献を強化するために、2016年に議長国としてG7の枠組みで初めて高齢化を議題として取り上げ、成果文書で、分野横断的な高齢化対策による「健康的で活動的な高齢化(Healthy and Active Ageing)」の推進や、各国との知見や経験の共有に取り組むことなどを述べました。加えて、2016年5月のWHO総会で、WHOによる「高齢化と健康に関する世界戦略・行動計画2016-2020」の採択とその実施を後押しする決議を日本は主導しましたが、9月のG7神戸保健大臣会合では、WHOによる同世界戦略・行動計画の実施を改めてG7が支援することを明らかにしました。

このほか、2016年11月、厚生労働省は、

●感染症の薬剤耐性(AMR)への対応

感染症の薬剤耐性(AMR: anti-microbial resistance)*は、公衆衛生上の重大な脅威であり、近年対策の機運が増しています。日本は、2015年のWHO総会でAMRに対する世界行動計画が採択されたことを受けて、我が国の対策を進めるために2016年4月に「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」を策定するとともに、同月にアジアAMR東京閣僚会議を開催し、検査機関ネットワークや抗微生物剤の規制等の4本の柱から成る「AMRに関するアジア太平

●その他関連する事項

新興・再興感染症*への対策や最終段階にあるポリオ根絶に向けた取組を強化することも引き続き国際的な課題です。また、シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの「顧みられない熱帯病」(NTDs)*には、世界全体で約10億人が感染しており、開発途上

■三大感染症(HIV /エイズ、結核、マラリア)

日本は「世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)」を通じた支援に力を入れています。グローバルファンドは2000年G8九州・沖縄サミットで感染症の対策を初めて議論したことをきっかけに設立された、三大感染症*対策および強靱で持続可能な保健システムの構築を目指す機関です。日本は

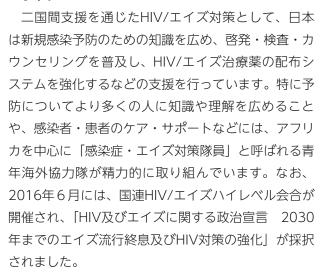
ASEAN10か国の社会福祉、保健衛生および雇用政策 を担当する行政官、および世界公共雇用サービス協 会(WAPES) 〈注50〉 加盟国の雇用政策担当行政官等 を招き、第14回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会 合・WAPESアジア太平洋地区ワークショップ合同会 合を開催しました。この会合では、「社会的支援が必 要な人々の社会参画の促進とアクセシビリティの改 善」をテーマとし、高齢者や障害者などの社会参加の 促進のための、雇用促進を含む自立支援、バリアフ リー、アクセスのしやすさの改善等の行政、企業、地 域における取組について議論を行いました。また、 2014年および2015年にASEAN日本Active Ageing 地域会合を開催し、日本が世界に先駆けて超高齢社会 に到達して得た知見とそれに対する取組等をASEAN 諸国と共有し、この分野における地域協力を促進しま した。

洋ワンヘルス・イニシアティブ」を採択しました。 G7伊勢志摩サミットにおいても、保健アジェンダの 柱の一つにAMRを取り上げ、G7として協働して取り 組む方針をまとめました。さらに、同年9月の国連総 会AMRハイレベル会合では、「国連総会AMRに関す る政治宣言」が採択され、各国や関係国連機関が対策 を推進していくことや、国連事務総長が分野横断的な 作業部会を設置することが求められました。

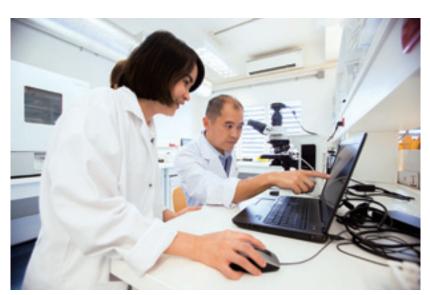
国に多大な社会的・経済的損失を与えています。感染症は国境を越えて影響を与えることから、国際社会が一丸となって対応する必要があり、日本も関係国や国際機関と密接に連携して対策に取り組んでいます。

同ファンドの創設者の一人として、2002年の設立時から資金支援を行ってきており、設立から2016年3月末までに約25.3億ドルを拠出しました。また、日本は、2015年12月に、第5次増資準備会合を東京で開催し、グローバルファンドの2017年から2019年の活動や資金需要等、同ファンドの今後の活動の方

向性に関する議論に貢献しました。 翌2016年5月には、G7伊勢志摩サ ミットに先立ち、第5次増資に向け、 当面8億ドルの拠出を表明しました。 同ファンドによる支援により、これま でに救われた命は2,000万人以上と推 計されています。さらに、日本は、グ ローバルファンドの支援を受けている 開発途上国において、三大感染症への 対策が効果的に実施されるよう、グ ローバルファンドの取組を日本の二国 間支援でも補完できるようにしていま す。保健システムの強化、コミュニ ティ能力強化や母子保健のための施策 とも相互に連携を強めるよう努力して います。



結核に関しては、「ストップ結核世界計画 2006-2015年 | 〈注51〉に基づき、世界保健機関 (WHO 〈注52〉) が指定する結核対策を重点的に進め る国や、鬱延状況が深刻な国に対して、感染の予防、 早期の発見、診断と治療の継続といった一連の結核 対策、さらにHIV/エイズと結核の重複感染への対策 を促進してきました。2008年7月に外務省と厚生労 働省は、JICA、財団法人結核予防会、ストップ結核



ラオス国立パスツール研究所で、マラリアやメコン住血吸虫症などの精度の高い診断法の開発・普及 を進める石上盛敏JICA専門家と現地職員(写真:久野真一/ JICA)

パートナーシップ日本と共に「ストップ結核ジャパン アクションプラン」を発表し、日本が自国の結核対 策で培った経験や技術を活かし、官民が連携して、 世界の年間結核死者数の1割(2006年の基準で16万 人)を救済することを目標に、開発途上国、特にア ジアおよびアフリカに対する年間結核死者数の削減 に取り組んできました。2010年の「ストップ結核世 界計画2011-2015年」改訂を踏まえて2011年にア クションプランを改訂し、また、2014年にWHOが 採択した、2015年以降2035年を達成目標年とする 新たな世界戦略 (Global strategy and targets for tuberculosis prevention, care and control after 2015) を踏まえ、2014年7月には「ストップ結核 ジャパンアクションプラン」を再び改訂し、引き続き 国際的な結核対策に取り組んでいくことを確認しまし た。

乳幼児が死亡する主な原因の一つであるマラリアに ついては、地域コミュニティの強化を通じたマラリア 対策への取組を支援したり、WHOとの協力による支 援を行っています。

■ポリオ

日本は、根絶に向けて最終段階を迎えているポリオ について、ポリオ常在国(ポリオが過去に一度も撲滅 されたことのない国で、かつ感染が継続している国) であるナイジェリア、アフガニスタン、パキスタン の3か国を中心に、主にUNICEFと連携してポリオ撲 滅を支援しています。ナイジェリアでは、2014年以 来、野生のポリオウイルスからの感染症例が発見され ていませんでしたが、2016年8月に野生のポリオウ

注51:ストップ結核世界計画(2006年-2015年)Global Plan to Stop TB 2006-2015

注52:世界保健機関 WHO:World Health Organization

イルスからの感染症例が報告されました。これを受け、WHOは、ポリオウイルスの伝播を防ぐために、ナイジェリア国内と周辺国(カメルーン、中央アフリカ、チャド、ニジェール)に対する緊急ワクチンキャンペーンを行いました。

ほかにも日本は、アフガニスタンにおいて、2002年以降UNICEFと連携して累計103億円を超える支援を行っています。また、パキスタンにおいて、1996年以降UNICEFと連携した累計110億円を超える支援を行っているほか、2011年8月には民間のゲイツ財団と連携して、約50億円の円借

款を供与し、2016年5月には、約63億円の円借款を供与しました。この円借款については、新しい方法 (ローン・コンバージョン) が採用されました。これ は一定の目標が達成されるとパキスタン政府の返済すべき債務をゲイツ財団が肩代わりするものです。同じ



ザンビア・中央州チサンバ郡で、農村での母子保健向上を目的とした地域保健システム強化事業を実施しているTICO(Tokushima International Cooperation)の活動の様子(渋谷敦志/ JICA)

方式で、2014-2015年には、ナイジェリアに対し、 約83億円の円借款を供与しました。さらに、2015年 度には、アフガニスタンに対する約17.5億円の支援、 パキスタンに対する約3.6億円の支援を行いました。

■顧みられない熱帯病

日本は、1991年から、世界に先駆けて「貧困の病」ともいわれる中米諸国のシャーガス病対策に本格的に取り組み、媒介虫対策の体制を確立する支援を行い、感染リスクを減少することに貢献しました。フィラリア症についても、駆虫剤を供与し、多くの人に知識・理解を持ってもらうための啓発教材を供与しています。また、青年海外協力隊による啓発予防活動などを行い、新規患者数の減少や病気の流行が止まった状態の維持を目指しています。

さらに2013年4月、NTDsを含む開発途上国の 感染症に対する新薬創出を促進するための日本初の 官民パートナーシップ、一般社団法人グローバルへルス技術振興基金(ĞHİT Fund: Global Health Innovative Technology Fund)を立ち上げました。日本国内外の研究開発機関とのグローバルな連携を推進しながら、低価格で効果の高い、治療薬・ワクチン・診断薬等の研究開発を通じて開発途上国における感染症の制圧を目指します。また、日本政府は2016年5月、NTDsの治療薬等の研究開発・普及の促進や、医薬品の供給準備・供給支援のため、1億3,000万ドルの資金拠出を行う方針を表明しました。

用語解説

*ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)

すべての人が基礎的な保健医療サービスを必要なときに負担可能 な費用で受けられること。

*保健システム

行政・制度の整備、医療施設の改善、医薬品供給の適正化、正確 な保健情報の把握と有効活用、財政管理と財源の確保とともに、 これらの過程を動かす人材やサービスを提供する人材の育成・管 理を含めた仕組みのこと。

*緊急対応ファシリティ

(PEF: Pandemic Emergency Facility)

保険メカニズムを活用して、民間資金を動員しつつ、パンデミック発生時に迅速かつ効率的な資金動員を行うための枠組み。ドナー国等が保険会社に保険料を支払う。パンデミック発生によりあらかじめ合意された条件が満たされた場合、即座に保険金が開発途上国や国際機関、NGO等に保険会社からPEFを通じて支出され、緊急対応の経費に充てられる。

Gaviワクチンアライアンス

(Gavi, the Vaccine Alliance)

開発途上国の予防接種率を向上させることにより子どもたちの命 と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナー シップ。ドナー(援助国)および開発途上国政府、関連国際機関 に加え、製薬業界、民間財団、市民社会が参画している。

*感染症の薬剤耐性(AMR:anti-microbial resistance) 病原性を持つ細菌やウイルス等の微生物が抗菌薬や抗ウイルス薬 等の抗微生物剤に耐性を持ち、それらの薬剤が十分に効かなくな

*新興•再興感染症

新興感染症とは、SARS (重症急性呼吸器症候群)・鳥インフルエ ンザ・エボラ出血熱など、かつては知られていなかったが、近年 新しく認識された感染症。

再興感染症とは、コレラ、結核などのかつて猛威をふるったが、 患者数が減少し、収束したと見られていた感染症で、近年再び増 加してきたもの。

*顧みられない熱帯病

(NTDs: Neglected Tropical Diseases)

シャーガス病、デング熱、フィラリア症などの寄生虫、細菌感染 症等の18種類の熱帯病。感染者は世界で約10億人に上り、その 多くが予防、撲滅可能であるが、感染者が貧困層に多いなどの理 由で社会的関心が低いため、診断法、治療法、新薬の開発や普及 が遅れている。2016年のG7伊勢志摩サミットでは、G7諸国とし て、NTDs対策の研究開発・イノベーションの促進を進める方針 が示された(「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」)。

*三大感染症

HIV/エイズ、結核、マラリアを指す。これらによる世界での死者 数は現在も年間約360万人に及ぶ。これらの感染症の蔓延は、社 会や経済に与える影響が大きく、国家の開発を阻害する要因とも なるため、人間の安全保障における深刻な脅威であり、国際社会 が一致して取り組むべき地球規模課題と位置付けられる。

タンザニア

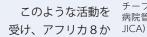
地域中核病院マネジメント強化プロジェクト 技術協力プロジェクト (2015年5月~実施中)

タンザニアでは、慢性的に保健人材や医薬品等が不足 しており、保健医療施設の効率的な運営と質の高い保健 医療サービスの提供が課題となっています。同国内に 27か所存在するレファラル病院 (RRH) ^(注1) では、病 院経営に関する基礎的な知識すらないまま経営されてい るところも多く、既存の資源の十分な活用や戦略的な病 院運営計画の策定ができていません。また、適切な病院 機能評価体制の欠如や、市民から構成される病院運営審 議会(HAB:Hospital Advisory Board)などによる管理 体制が機能していないなどの課題を抱えています。

このような中、これまでJICAが支援してきた州レベル の保健行政能力強化の取組や、「カイゼン」^{〈注2〉}による 保健医療サービスの質向上の取組をさらに発展させるべ く、タンザニアから日本に対し、公立医療機関の中でも 課題の多いRRHのマネジメント強化に関する技術協力プ ロジェクトが要請されました。このプロジェクトでは、 病院運営者の計画・管理能力強化および機能評価体制等 の強化により管理体制の向上を図るとともに、カイゼン 手法による効率化などを通じて、質の高い保健医療サー ビスが提供されることを目的としています。

プロジェクトが開始されて以降、病院運営者向けのマ ネジメント教材および指導者養成ガイドが策定され、 17名の指導者が養成されました。その他、年間病院運 営計画の策定や財務管理等のテーマについて全27か所 のRRHの病院運営者を対象とした研修が実施されていま す。また、病院内部評価ツールや病院運営審議会の役 割・機能等を規定したガイドラインが策定され、12名 のHAB指導者も養成されました。カイゼンについては、

10名のカイゼン指 導者の養成、全27 か所のRRH職員の計 81名を対象とした 研修が実施されてお り、カイゼンは県レ ベルで展開されてい





7アドバイザーによる州レファラル 病院管理チームへの指導の様子(写真:

国より20名、バングラデシュより2名の計22名の保健 省関係者や病院長がタンザニアをスタディーツアー^{〈注3〉} に訪れるなど、諸外国の能力強化にも貢献しました。タ ンザニアのカイゼンの取組は国際的にも評価されてお り、2015年には保健セクターにおけるカイゼンの適用 がDÁC賞^{〈注4〉}ファイナリストとして表彰されたほか、 2016年には国連南南協力室(UNOSSC)作成の南南協力 事例集にもSDGs ^{〈注5〉}に貢献する取組として紹介されま 1.1-

(2016年8月時点)

- レファラル病院とは、高度な専門的知識や経験が要求される、実施 に困難を伴う治験・臨床研究を計画・実施できる専門部門およびス タッフを有し、基盤が整備された病院をいう
- カイゼン (KAIZEN) は、日本の製造業の現場で培われて広がった
- 取組で、現在この手法は、国際的に認知されるようになっている。 各団体や企業、NGOなどの活動を視察し学ぶツアーや、企業の新 規ビジネスの調査および視察、見本市などのツアー。 における社会問題を学び、支援し、現地の方々と、交流するツア などが中心。
- DAC賞は、開発途上国に広く適用できる革新的な取組みを表彰するため、2014年にOECDの開発援助委員会(DAC)が設立。
- Sustainable Development Goals (SDGs)、持続可能な開発目標。

チュニジア

ウティカヌベル診療所改築・機材整備計画

草の根・人間の安全保障無償資金協力(2015年3月~2016年1月)

チュニジアでは、格差に対する国民の大きな不満と若年層の高い失業率を背景に、2010年12月から政治・経済・社会改革を求める市民運動が始まり、政権交代が起こりました。この一連の騒動の中で経済状況の悪化が国全体に及び、国立の医療機関であっても予算が十分に確保できないなどの問題が生じています。

ウティカヌベル村は、首都チュニスの北西約50キロに位置する人口約3,300人の農村で、村の唯一の医療機関であるウティカヌベル診療所は、チュニジア政府の支援の下、無料で診療を行ってきました。

しかしながら、同診療所は建設から45年が経過し、 建物が傷み、電気配線等に問題が生じて、医療機器が安 定的に使用できない状況になりました。また、診察台や 体重計などの基礎的な機材も老朽化が著しく、同診療所 を改築し、機材を更新する必要性に迫られていました。

このため、診療所の改築・機材供与分野で実績を有する日本に対してチュニジアから支援の要請がありました。



診療所の外観(写真: 在チュニジア日本大使館)

現在、日本の支援によって診療所の改築および機材の 更新は完了し、同診療所を利用する年間延べ約3,750人 の住民が適切な医療サービスを受けることができるよう になりました。

ケニア

キプトゥルワ診療所産科病棟改築計画

草の根・人間の安全保障無償資金協力(2015年3月~2016年3月)

ケニアでは、病院や診療所における医療機器不足、医 者や助産師などの人材不足、また私立病院の医療費が高 額であるなどの理由から、自宅での出産を余儀なくされ る人が多くいます。ケニア南東部のボメット郡に位置す るキプトゥルワ診療所の周辺に住む近隣住民も例外では ありませんでした。

キプトゥルワ診療所は、2011年には政府の支援を受けて産科病棟の工事が始まったものの、資金不足により工事が中断していました。そのため、限られた設備や機材で少数の妊産婦の受入れを行うことしかできず、近隣住民に十分な医療サービスを提供することができませんでした。また、キプトゥルワ区周辺の地域から最も近い産科病棟のある病院は10キロ以上離れており、なおかつ私立病院であることから診察料も高額でした。そのため、地域住民の約90%が自宅での出産を余儀なくされていました。衛生環境の整っていない自宅での出産は、妊産婦や新生児の死亡率が高く、たとえば、妊産婦の大量出血、敗血症、へその緒から引き起こされる感染症、小児麻痺などの障害、HIV等の母子感染の危険性など、住民の出産を取り巻く環境は厳しいものでした。

このような状況下、日本は、草の根・人間の安全保障 無償資金協力案件として、工事が中断していた産科病棟 を完成させ、医療機材を整備したことで、地域住民へ提 供される医療サービスが大幅に改善しました。過去5年



キプトゥルワ診療所の産科病棟前に集まる診療所関係者と子どもを抱 く母親 (写真:在ケニア日本大使館)

間にキプトゥルワ診療所で産まれた新生児の平均数は1年間当たり6.5人でしたが、産科病棟完成後は出産数が飛躍的に伸び、1か月半で33人もの新生児が誕生しました。

設備の整った衛生的な診療所で出産できるようになったことで、出産の際に母子の身体にかかるリスクを大幅に減らすことができるようになりました。今後も安心して出産できる環境の整備に寄与していくことが期待されます。

(2) 安全な水・衛生

水と衛生の問題は人の生命にかかわる重要な問題です。水道や井戸などの安全な水を利用できない人口は、2015年に世界で約6億6,300万人、トイレや下水道などの改善された衛生施設を利用できない人口は開発途上国人口の約半分に当たる約24億人に上ります。〈注53〉安全な水と衛生施設が不足しているために引き起こされる下痢は、5歳未満の子どもの死亡原因の9%を占めています。〈注54〉さらに、安全な水にアクセスできないことは経済の足かせにもなっています。たとえば、水道が普及していない途上国では、多

くの場合、女性や子どもが水汲みの役割を担っています。時には何時間もかけて水を汲みに行くので、子どもの教育や女性の社会進出の機会が奪われてしまっています。また、水の供給が不安定だと、医療や農業にも悪影響を与えます。

こうした観点で、「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」においても、目標6に「すべての人々の 水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」 ことが設定されています。

<日本の取組>

日本は、水と衛生分野での援助実績が世界一です。 この分野に関する豊富な経験、知識や技術を活かし、 ①総合的な水資源管理の推進、②安全な飲料水の供給 と基本的な衛生の確保(衛生施設の整備)、③食料増 産などのために水を利用できるようにする支援(農業 用水など)、④水質汚濁を防止(排水規制)・生態系の 保全(緑化や森林保全)、⑤水に関連する災害の被害 を軽減(予警報システムの確立、地域社会の対応能力 の強化)など、ソフト・ハード両面で全体的な支援を 実施しています。

日本の開発協力では、専門家の派遣や開発途上国からの研修員受入れなどの技術協力や円借款や無償資金協力により、開発途上国での安全な水の普及に向けて支援を続けているほか、国際機関を通じた支援も行っています。



ラオス・ビエンチャン市内における安全で安定的な、都市給水の技術向上のため日本の専門家が活躍している。1996年に日本の無償資金協力により建設されたチナイモ浄水場にて、浄水場の水を使用したミネラルウォーターボトルを持つ場長と木下雄介JICA専門家(左)。(写真:久野真一/ JICA)



大洋州・ソロモンのマライタ州北部のコロフェ村にて、日本の支援により初めて整備された水供給設備から水を飲む子どもたち(写真:山口浩司/在ソロモン日本大使館)

たとえば、アジア・大洋州地域においては、ミャンマー、カンボジア、ベトナム、パラオといった国々で上水道の整備・拡張のための事業を実施中であり、ラオスについては、2016年3月に新たに円借款「首都ビエンチャン上水道拡張計画」の署名が行われました。人口増加や経済発展が進むインドにおいても、2016年3月、新たに円借款「オディシャ州総合衛生改善計画(第二期)」の署名が行われました。

また、アフリカでは、エチオピア、セネガル、ルワンダなどにおいて、安全な水へのアクセス改善、給水率の向上に向けた事業を実施中であり、スーダンについては、2016年10月に新たに無償資金協力「コスティ市浄水場施設改善計画」の署名が行われました。

ほかにも、日本NGO連携無償資金協力によって、 日本のNGOによる水・衛生環境改善事業を支援して

注53:(出典) WHO/UNICEF "Progress on Sanitation and Drinking-Water: 2015 Update and MDG Assessment" 注54:(出典) UNICEF "Committing to Child Survival: A Promise Renewed" (Progress Report 2015) います。たとえば、特定非営利活動法人ホープ・イン ターナショナル開発機構は、エチオピアのツァイテ郡 の5つの村において、2015年度から1年間、住民が 安全な水へのアクセスを長期的に確保できるようにす るため、水供給システムや学校・診療所における公共 トイレを設置し、運営管理体制の構築、保健衛生教育 の人材育成を行いました。

こうした取組と並行して、草の根・人間の安全保障 無償資金協力などによる協力、国内および現地の民間 団体と連携した途上国の水環境改善の取組も、世界各

地で行われています。

環境省でも取組を行っています。たとえば、アジア の多くの国々において深刻な水質汚濁の問題が生じて おり、関連する情報・知識不足を解消するため、同省 はアジア水環境パートナーシップ (WEPA) ^{〈注55〉}を 開始しました。アジアの13の参加国 (注56) の協力の 下、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有、能 力構築等を通じて、アジア水環境ガバナンスを強化す ることを目指しています。

コンゴ(民)

モンガフラ区ンジリキランブ地区浄水装置設置計画 草の根・人間の安全保障無償資金協力(2015年2月~2016年7月)

コンゴ民主共和国(以下、コンゴ(民))は、長期に わたる国外および国内紛争により社会・経済が疲弊し、 社会サービスへのアクセス改善、経済開発への取組が差 し迫った課題となっています。

本計画実施前当時のコンゴ(民)の給水率は約46%に とどまっており、首都キンシャサにおいても、水道公社 による供給範囲は市内中心部に限られていました。上水 設備未整備の地域では、住民は川の水を飲用するか、数 キロ離れた場所まで湧水を汲みに行くことを余儀なくさ れるなど、不衛生な水の利用に起因するコレラ等の感染 症が問題となっていました。

このような地域の深刻な水問題を緩和するため、 NGO「Coup de Pouce (助け合いの会)」は、ヤマハ発 動機株式会社の協力を得て、草の根・人間の安全保障無 償資金協力による浄水装置整備計画の実施支援を日本に 要請しました。

一般的な急速ろ過装置を利用する場合、フィルターの 交換や専門的なメンテナンス知識が必要となり、村人に よる自主管理は難しいと考えられます。一方で、本計画 で設置されたヤマハ発動機の浄水装置は、特別な薬品や フィルター交換の必要がないため、被供与団体および地



設置された浄水装置の前に集まるプロジェクト参加者たち(写真:在 コンゴ民主共和国日本大使館)

域住民による持続的な運営・維持管理が可能となりま す。

2016年7月には、浄水装置の設置工事を経て、引渡 し式が実施されました。新しい浄水装置により、1日当 たり約8,000リットルの飲料水を供給することが可能と なり、対象地域の住民約1万3,000人が安全な飲料水に アクセスできるようになりました。

注55:アジア水環境パートナーシップ(WEPA:Water Environment Partnership in Asia

注56:カンボジア、タイ、ラオス、マレーシア、中国、インドネシア、韓国、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、スリランカ、ネパール

(3) 万人のための質の高い教育

教育は、貧困削減のために必要な経済社会開発に おいて重要な役割を果たします。また個人個人が持 つ才能と能力を伸ばし、尊厳を持って生活すること を可能にし、他者や異文化に対する理解を育み、平 和の礎となります。ところが、普遍的な初等教育の 普及は2015年を達成期限としたミレニアム開発目標 (MDGs) にも含まれていましたが、未だ世界には 学校に通うことのできない子どもが約5,700万人もい ます。また、紛争の影響下にある国や地域で学校に 通えない児童の割合が1999年は30%であったものが 2012年には36%に上昇しているなど、新たな問題も 指摘されています。^{〈注57〉}

このような状況を改善するために、2015年5月 に韓国(仁川)で開催された「世界教育フォーラム 2015]*では、2015年より先の教育についての提言 をまとめた「インチョン宣言」が発表され、国際社会 に教育普及のための努力を呼びかけています。

また、MDGsの後継として国連で採択された、「持 続可能な開発のための2030アジェンダ」において も、MDGsの残された課題としての「教育」に対応 すべく、持続可能な開発目標(SDGs)の目標4とし て「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確 保し、生涯学習の機会を促進する」が掲げられていま す。

国際社会では、これまで「万人のための教育 (EFA)」*実現に向けて取組を進めてきましたが、今 後はより包括的な目標4の達成を目指し、2015年11 月に開催された「教育2030ハイレベル会合」におい て、「教育2030行動枠組」*が採択されました。

<日本の取組>

日本は従前から、「国づくり」と「人づくり」を重 視して、開発途上国の基礎教育*や高等教育、職業訓 練の充実などの幅広い分野において教育支援を行って います。

2015年9月の「持続可能な開発のための2030ア ジェンダ」採択のための国連サミットに合わせ、日本

は教育分野における新たな戦略で ある「平和と成長のための学びの 戦略」を発表しました。新しい戦 略は2015年2月に閣議決定され た開発協力大綱の教育分野の課題 別政策として策定されたもので、 策定に当たり、開発教育専門家や 教育支援NGO、関連国際機関等 と幅広く意見交換を行いました。 新戦略では基本原則として①包摂 的かつ公正な質の高い学びに向け た教育協力、②産業・科学技術人 材育成と社会経済開発の基盤づく りのための教育協力、③国際的・ 地域的な教育協力ネットワークの 構築と拡大を挙げ、学び合いを通 じた質の高い教育の実現を目指し ています。今後、新戦略に基づき 教育分野の支援に一層貢献していきます。

2015年3月には、米国と共に女子教育支援推進に 資する「世界における女子教育を推進するための日本 と米国の協力」を発表したほか、2015年11月に採択 されたEFA行動枠組の後継行動枠組策定に向けた議論 にも積極的に貢献しています。



バヌアツの小学校2年生に対する算数の授業風景。青年海外協力隊の下村珠美さんの初めての授業に子ども たちの視線が集まる。(写真:下村珠美)

注57: (出典) UN "The Millennium Development Goals Report 2015"

また、初等教育を完全普及することを目指す国際的な枠組みである「教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE)」*に関しては、2016年より先のGPEの新戦略計画策定の議論や改革への取組に積極的に参加してきています。そして、GPEの関連基金に対して、2007年度から2015年度までに総額約2,280万ドルを拠出しました。

アフリカに対しては、2013年6月に開催された第5回アフリカ開発会議(ŤIĆĂĎ V) (注58) において、理数科教育の支援拡充や学校運営改善プロジェクトの拡充等を通じて、2013年からの5年間で新たに2,000万人の子どもに対して質の高い教育環境を提供することを表明し、その着実な実施に努めています。加えて、2016年8月に開催された第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)では、2016年からの3年間で約2万人の理数科教員育成を実施することを表明し、科学技術分野の基礎学力強化にも貢献しています。



エチオピアの東部に位置するアファール州アワシュ・サバット・キロ町にある孤児を中心に受け入れているドィワウ小学校で学期末テストを受ける子どもたち (写真:濱阿由美/在エチオピア日本大使館)

さらに、アジア・太平洋地域の教育の充実と質の向上に貢献するため、国連教育科学文化機関 (ÜNESCÖ) (注59) に信託基金を設置し、識字教育等のためのコミュニティ・ラーニングセンターの運営能力の向上等の事業を実施しています。

アフガニスタンでは、約30年間にわたる内戦の影響を受け、非識字人口(15歳以上)が約1,100万人(15歳以上の人口の3割程度)(注60)と推定されており、アフガニスタン政府は、国民に対する識字教育を



中米・ホンジュラス北西部に位置するコルテス県サン・ペドロ・スーラ市 ディオニシオ・デ・エレーラ基礎教育学校。日本の支援で改築された校舎で 学ぶ子どもたち。(写真:酒井宏美/在ホンジュラス日本大使館)

推進しています。日本は、2008年からUNESCOを通じた総額約53億円の無償資金協力により、国内18県100郡で計約100万人のための識字教育を支援し、アフガニスタンの識字教育の推進に貢献しています。

近年では、国境を越えた高等教育機関のネットワーク化の推進や、周辺地域各国との共同研究等を行っています。また、「留学生30万人計画」に基づく日本の高等教育機関等への留学生受入れも含め、これらの多様な方策を通じて、開発途上国の人材育成を支援していきます。

ケニアでは、長崎大学熱帯医学研究所が2005年に ケニア教育研究拠点を設置し、熱帯感染症、国際保健 などにかかわる研究活動を展開しており、このような 活動を通して、ケニア人、日本人の学部学生、修士・ 博士課程学生などを受け入れ、将来のアフリカでの保 健医療を担う研究者、専門家などの中核人材を育成し ています。またJICA草の根技術協力プロジェクトの 学校保健活動を通じた学童の保健教育を行い、地域保 健活動の実践を行っています。

ほかにも、青年海外協力隊および日系社会青年ボランティア「現職教員特別参加制度」*を通じて、日本の現職教員が青年海外協力隊または日系社会青年ボランティアに参加しやすくなるよう広報にも努めています。開発途上国へ派遣された現職教員は、現地において教育の普及・発展に取り組み、帰国後はボランティアの経験を国内の教育現場で活かしています。

注58: アフリカ開発会議 TICAD: Tokyo International Conference on African Development

注59:国連教育科学文化機関ユネスコ UNESCO:United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization

注60:出典 UNESCO, 2015

*世界教育フォーラム2015

2015年5月に仁川(韓国)において開催された国際教育会議。 国連事務総長や教育大臣等の出席の下、2015年より先の教育に ついて議論が行われ、最終日にはインチョン宣言が採択された。 同会議において日本政府代表団は持続可能な開発のための教育 (ESD: Education for Sustainable Development) の推進等を唱 えた。

*万人のための教育(EFA: Education for All)

世界中のすべての人々に基礎教育の機会提供を目指す国際的取 組。主要関係 5 機関(国連教育科学文化機関(ŪNEŚCO)、世界 銀行、国連開発計画(UNDP)、国連児童基金(ŪNIČEF)、国連人 口基金(UNFPA))のうち、UNESCOがEFA全体を主導する。

*教育2030行動枠組

(Education 2030 Framework for Action)

万人のための教育を目指して、2000年にセネガルのダカールで 開かれた「世界教育フォーラム」で採択されたEFAダカール行動 枠組の達成期限が2015年までとなっており、その後継となる行 動枠組。2015年11月のUNESCO総会とあわせて開催された「教 育2030ハイレベル会合」で採択された。

*基礎教育

生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身につける ための教育活動。主に初等教育、前期中等教育(日本の中学校に 相当)、就学前教育、成人識字教育などを指す。

*教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE: Global Partnership for Education)

EFAダカール目標やMDGsに含まれている「2015年までの初等教 育の完全普及」の達成のため、2002年に世界銀行主導で設立さ れた国際的な支援枠組み(旧称はファスト・トラック・イニシア ティブ (FTI))。

*現職教員特別参加制度

国立、公立学校および私立学校の教員が身分を保持したまま青年 海外協力隊または日系社会青年ボランティアへ参加するための制 度。文部科学省がJICAに推薦した教員は、一次選考の技術試験が 免除され、派遣前訓練開始から派遣終了までの期間を通常2年3 か月のところ、日本の学年暦に合わせて4月から翌々年の3月ま での2年間とするなど、現職教員が参加しやすい仕組みとなって

カンボジア

前期中等理数科教育のための教師用指導書開発プロジェクト 技術協力プロジェクト(2013年5月~2016年5月)

カンボジアでは、1975年から1979年のポル・ポト政 権による大量虐殺によって教師や知識人らの有能な人材 がことごとく失われ、人材育成システムそのものが崩壊 しました。その後再興に向けた取組が進められました が、教育の量的な拡大は進むものの、質的な課題は残さ れたままでした。

こうした背景の中、日本は、2000年にカンボジアに おける最初の理数科教育に関する技術協力プロジェク ト「理数科教育改善計画プロジェクト」(STEPSAM1, 2000-2005) を実施しました。STEPSAM1では、高校の 教員養成機関である国立教育研究所(NIE)における理 数科教官の能力強化や、高校の理数科の現職教員に対す る研修などを行いました。また、学位留学のためNIE教 官を日本に派遣し、NIEの理数科分野における機能や能 力の向上を支援しました。

その後継案件として実施された「理科教育改善計画プ ロジェクト」(STEPSAM2, 2008-2012) では、小中学校 の教員養成校(全24校)の理科担当教官の能力強化を 行いました。

続いて実施された「前期中等理数科教育のための教師 用指導書開発プロジェクト」(STEPSAM3, 2013-2016) では、開発した中学校の教師用指導書を用いて、対象6 州の中学校で授業の改善方法の指導を行いました。一連 の研修には延べ1万7,000人の教員が参加し、約5万冊 の指導書が配布されました。これらの指導書は教育省に よって高く評価され、カンボジア政府予算により、その



現職教員研修の化学のクラスで実験の方法を学んでいるところ。教師 自身が興味津々に実験を行っている (写真: JICA)

他19州での研修の実施や指導書の配布が決まっていま

当初、わずか20数名のNIE教官への支援から始まった 理数科教育分野における協力は、16年の間に全国の中 学校理数科教員に対して、直接その成果が届くものへと 成長しました。その間にNIEの教官は教員養成校教官の 指導を行うようになり、教員養成校教官は、現職教員研 修の教官になって活躍しています。そして、STEPSAM にかかわってきた人々が教育省内の責任ある役職に就く ようになり、カンボジアの人々が中心となった理数科教 育改革を推し進めています。

ネパール

第1・2次EFA支援のための小学校建設計画およびSSRP支援のための学校改善計画フォローアップ協力 無償資金協力(2015年8月~2016年9月)

2015年4月25日に発生したネパール地震および5月 12日の余震により、多くの学校が被害にあったことを 受け、日本は、7月上旬に校舎修復の支援を開始しまし た。支援の本格化には時間がかかるため、支援の停滞期 間をつくらず、現地のニーズにいち早く応えるべく、こ れまで20年近く無償資金協力で建設支援を行ってきた 小学校のうち、ダディン郡、ゴルカ郡、ヌワコット郡の 230教室を対象に、順次修復に着手しました。

震災後の学校では、授業は再開されていましたが、教 室の修繕・再建が遅れていたため、仮設の教室やテント などで授業をせざるを得ない学校が多く存在していまし た。さらに、地震後の6月~9月は、ネパールでは雨季 に当たり、竹やテントなどで建てられている仮設の教室 では完全に雨漏りを防ぐことは難しく、中長期的に利用 できる状態ではありませんでした。日本が雨季の中でも 修復工事を実施したことに対して、修復対象の学校の一 つであるインドラヤニ小学校の校長は、「日本の関係者 の方が、地震後校舎の状況把握に来てくれました。ま た、修復への協力を早期に実現していただき、日本のみ なさんに感謝します」と語っていました。

日本は、このような修復事業と合わせ、有償資金協力



仮設教室での授業風景。後ろで学校修復工事を実施中(写真: JICA)

「緊急学校復興事業」を通じて、地震で特に被害を受け た14の郡において、アジア開発銀行(ADB)^(注1)と協 調融資の下、学校の再建・耐震性強化にも取り組んでい ます。教室修復事業を通じて、学校の本格再建に向けた 切れ目のない支援を行うことで、子どもたちに安全な学 習環境を届けています。

アジア開発銀行(ADB)は、ESCAP(国連アジア太平洋経済社会 委員会の発案により、アジア・太平洋地域における経済成長および 経済協力を助長し、途上国の経済開発に貢献することを目的として

(4)格差是正(脆弱な立場に置かれやすい人々への支援)

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実 施に向けた取組が進められる中、大局的に国家レベル で見ると課題がどこにあるのかを特定して的確に対応 することが困難であるという問題が顕在化しており、

「格差の拡大」はその一つです。また、貧困・紛争・

感染症・テロ・災害などの様々な課題から生じる影響 は、国や地域、女性や子どもなど、個人個人の置かれ た立場によって異なります。こうした状況に対して は、一人ひとりの立場に立った形でのアプローチが有 効であり、不可欠といえます。

< 日本の取組 >

人間の安全保障

このような背景から、日本が重視している理念が 「人間の安全保障」です。これは、人間一人ひとりに 着目し、人々が恐怖や欠乏から免れ、尊厳を持って生 きることができるよう、個人の保護と能力強化を通じ て、国・社会づくりを進めるという考え方です。

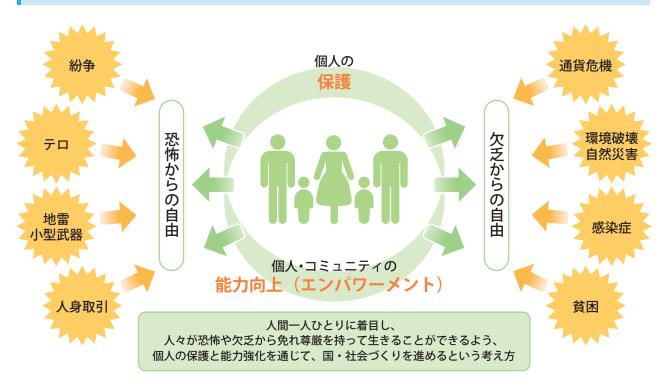
日本政府は、人間の安全保障の推進のため、①概念 の普及と②現場での実践の両面で、様々な取組を実施 しています。

①概念の普及について、日本は国際的な有識者委員会 である「人間の安全保障委員会」およびその後継と なる「人間の安全保障諮問委員会」の設置や、非公 式・自由なフォーラムである「人間の安全保障フレ ンズ」の開催を主導してきました。また、2つの国 連決議を主導し、概念の定義を整理することにも尽 力しました。2012年9月には、日本が主導して、 人間の安全保障の共通理解に関する国連総会決議が 全会一致で採択されました。

②現場での実践について、日本は国連における「人間 の安全保障基金」の設立(1999年)を主導しまし た。これまで日本は累計で約451.7億円を拠出し、 88の国・地域で、国連機関が実施する人間の安全 保障の確保に資するプロジェクト238件を支援して

きました(数字はいずれも2016年12月末時点)。 2015年2月に閣議決定された新たな開発協力大綱 でも、人間の安全保障は、日本の開発協力の根本に ある指導理念として位置付けられています。

「人間の安全保障」の考え方



●障害者支援

若者や女性など、社会において弱い立場にある 人々、特に障害のある人たちが、社会に参加し、包容 されるように、能力強化とコミュニティづくりを促進 していくことも重要です。

日本は開発協力において、ODA政策の立案および 実施に当たり、障害のある人を含めた社会的弱者の状 況に配慮することとしています。障害者施策は福祉、 保健・医療、教育、雇用等の多くの分野にわたってお り、日本はこれらの分野で積み重ねてきた技術・経験 などをODAやNGOの活動などを通じて開発途上国 の障害者施策に役立てています。たとえば、鉄道建 設、空港建設においてバリアフリー化を図った設計を 行ったり、障害のある人のためのリハビリテーション 施設や職業訓練施設整備、移動用ミニバスの供与を 行ったりするなど、現地の様々なニーズにきめ細かく 対応しています。



モンゴル東部のドルノド県ヘルレンソム1番学校に配属され、障害のある子 どもたちの指導を行っている青年海外協力隊の澤田明日香さん。図工の授業 で子どもたちの発想を活かした制作活動を指導している。(写真:塚越貴子)



ヨルダンの首都アンマンにて、障害者の就労を進める上で重要なバリアフリー環境を整備。日本の支援により、ヨルダン労働省へのスロープの角度や材質、手すりなどを改善した。(写真:朝居八穂子/JICA専門家)

また、開発途上国の障害者支援に携わる組織や人材の能力向上を図るために、JICAを通じて、開発途上国からの研修員の受入れや、理学・作業療法士やソーシャルワーカーをはじめとした専門家、青年海外協力隊の派遣などの幅広い技術協力も行っているところです。

2014年1月には、日本は障害者権利条約を批准しました。同条約は、独立した条項を設けて、締約国は国際協力およびその促進のための措置をとることとしています(第32条)。日本は、今後もODA等を通じて、開発途上国における障害者の権利の向上に貢献していきます。

モンゴル

障害児のための教育改善プロジェクト 技術協力プロジェクト (2015年8月~実施中)

モンゴルでは、心身に障害のある児童の教育に関しては、障害の発見が遅れて必要な支援を受けられなかったり、保護者が安定した職業に就くことができず貧困に陥ったり、障害児の通える学校の数が不十分であるといった問題が存在しています。また、長らく、モンゴルの教員養成課程では、障害児への対応や指導法について専門的な指導がなされてきませんでした。そのため、障害の程度に即した教育を受けることができず、学校に通えない子どもも少なくありません。

これらの課題に対し、モンゴル政府は、障害のある人が障害のない人と等しく、あらゆる機会を得られるよう法制度の整備に努めてきました。さらに、障害のある子どもたちの発達支援、教育改善を図るため、日本政府に対して支援を要請し、2015年に「障害児のための教育改善プロジェクト」が開始されました。

このプロジェクトでは、ウランバートル市および地方都市から選定されるパイロット地域において障害の早期発見・発達支援の体制を整えるために、知的障害を対象とする特別学校4校および通常学校8校をパイロット校として選定し、パイロット校において質の高い教育が提供されるよう教員の能力強化に努め、障害の早期発見・発達支援・教育のモデルを構築することを目指しています。

障害の早期発見・発達支援体制の整備については、担当の機関である「障害児の保健・教育・社会保障委員会」などと協議を行い、障害の発見から発達支援までの流れと関係機関の役割についてマニュアルへのとりまとめを行っています。また、これまでモンゴルで用いられてきたスクリーニングやアセスメントのツールを見直し、今後、必要となるツールを検討しました。現在、日本で用いられている2つのツールについて、モンゴル版を開発



ウランバートル市第25特別学校のモンゴル語の授業(写真:大伴潔) 中です。

教員の能力強化に関しては、パイロット特別学校4校の教員(約200名)に対し、1年目は月2回、2年目は月1回の頻度で勉強会を開催してきました。勉強会を通じて、個別教育計画のモンゴル版フォーマットを作成し、計画策定の意義についても理解を深めてもらいました。パイロット通常学校8校に対しては、特別学校との連携を促進し、障害のある子どもたちが地域の通常学校で学べる体制を整備するよう努めています。

今後も、子どもたちが個々のニーズに応じた適切な発達支援および教育を得られるよう活動を続けていきます。 2016年5月には、このプロジェクトとは別に「ウラ

2016年5月には、このプロジェクトとは別に「ワランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」も開始され、障害者支援の「入口(早期発見)〜出口(社会参加)」に至るまでの一貫した協力に取り組むことで、モンゴルにおける共生社会の実現を後押しします。

(2016年8月時点)

(5) 女性の能力強化・参画の促進

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多く、女性は様々な面で脆弱な立場に置かれやすい状況にあります。ミレニアム開発目標(MDGs)が策定された2000年代初めと比べると、女子の就学率は格段に向上し、女性の政治参加は増加し、より多くの女性が幹部公務員級、大臣級のポストに就いています。〈注61〉しかし、政府による高度な意思決定など公の場に限らず、家庭など私的な場面でも、自分たちの生活に影響を及ぼす意思決定に参加する機会を、女性が男性と同じように持っているとはいえない状況が続いている国や地域もまだまだ多くあります。

一方で、女性は開発の重要な担い手でもあり、女性 の参画は女性自身のためだけでなく、開発のより良い 効果にもつながります。たとえば、これまで教育の機 会に恵まれなかった女性が読み書き能力を向上させることは、公衆衛生やHIV/エイズ等の感染症予防に関する正しい知識へのアクセスを向上させ、適切な家族計画の策定につながり、女性の社会進出、女性の経済的エンパワーメントの促進にもつながります。

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における開発目標(SDGs)の目標5に「ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う」ことが掲げられています。「質の高い成長」を実現するためには、ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)平等と女性の活躍推進、そして開発における女性活躍の主流化(ジェンダー主流化)の推進が不可欠であり、そのためには男女が等しく開発に参加し、等しくその恩恵を受けることが重要なのです。

<日本の取組>

日本は、女性が持つ力を最大限発揮できるようにすることは、社会全体に活力をもたらし、成長を支える上で不可欠との考えの下、「女性が輝く社会」の実現に向け、国際社会との協力を進めています。開発協力大綱(2015年2月閣議決定)は、人間の安全保障の考え方に基づき、「質の高い成長」とそれを通じた貧困削減等に重点的に取り組むこととしています。また、同大綱には、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう一層積極的に取り組むことが明記されています。

2013年9月、第68回国連総会における一般討論演説において、安倍総理大臣は、「女性が輝く社会」の実現に向けた支援の強化を打ち出しました。具体的には、「女性の社会進出推進と能力強化」、「国際保健外交戦略の推進の一環としての女性の保健医療分野の取組強化」、「平和と安全保障分野における女性の参画・保護」を三つの柱として、2013~2015年の3年間で30億ドルを超えるODAを実施することを表明し、着実に実施しました。

2014年9月、安倍政権の最重要課題の一つである「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」 "World Assembly for Women 2014" (WAW!

2014) を初めて開催しました。2015年8月には2回目となるWAW! 2015を開催し、女性分野で活躍する国内外のリーダー145人が参加しました。WAW! 2015では、2014年に引き続き、参加者からのアイデアや提案をとりまとめたWAW! To Do 2015 (国連文書: A/C.3/70/3) を発出しました。

2016年12月には3回目となるWAW! 2016を開催し、「働き方」改革、STEM(科学、技術、工学、数学(Science, Technology, Engineering and Mathematics))分野における女性活躍、女性の健康等、幅広い議論を行い、着実に行動に移していくこ



エチオピアの首都近郊にて、就業技能を身に付けるために革製品の製造訓練 を受講する女性たち(写真:大川絢子/在エチオピア日本大使館)

注61:(出典) The Millennium Development Goals Report 2015



2016年12月、東京において開催された国際女性会議WAW! (World Assembly for Women: WAW! 2016) 公開フォーラムの冒頭、スピーチ を行う安倍総理大臣

とを確認しました。また、安倍総理大臣は、WAW! 2016でのスピーチにおいて開発途上国における女性 のために、権利の尊重、能力発揮のための基盤の整 備、リーダーシップの向上を重点分野として、2018 年までに総額約30億ドル以上の取組を着実に進める ことを表明しました。

日本は、2011年に国連システムの中の4つの部門 を統合し設立された、ジェンダー平等と女性のエンパ ワーメント(自らの力で問題を解決することのでき る技術や能力を身に付けること) のための国連機関 (UN Women) 〈注62〉 を通じた支援も実施しており、 2016年には約3,000万ドルの拠出を行い、女性の政 治的参画、経済的エンパワーメント、女性・女児に対 する暴力撤廃、平和・安全分野の女性の役割強化、政 策・予算におけるジェンダー配慮強化等の取組に貢献 しています。

2016年9月、安倍総理大臣はUN Womenが進め るHeForSheキャンペーン 〈注63〉 関連会合に出席し、 G7伊勢志摩サミットでの女性分野における成果や国 際女性会議WAW!の意義を強調するとともに、女性 の活躍促進のさらなる加速に向け決意を示し、各参加 者に「女性が輝く社会」実現に向けた取組を呼びかけ ました。

紛争下の性的暴力は、日本としても看過できない問 題であるという立場から、紛争下の性的暴力担当国連 事務総長特別代表(SRSG:Special Representative of the Secretary General) 事務所との連携を重視

しており、2015年度は同事務所に対し、270万ドル の拠出を行いました。

2015年3月にミシェル・オバマ米大統領夫人(当 時)が訪日した際には、安倍昭恵総理夫人との間で女 児・女性のエンパワーメントとジェンダーに配慮した 教育関連分野において、2015年からの3年間で420 億円以上のODAを実施することが表明されました。

2015年9月、安倍総理大臣は、国連総会一般討論 演説において、安保理決議第1325号に基づく女性の 参画と保護に関する「行動計画」を定めたことを発表 し、2014年に続き2015年もWAW! 2015を開催し たことに触れ、女性のエンパワーメント、活躍促進の 分野で日本が世界をリードしていく決意を示しまし 1=0

2016年5月に開催されたG7伊勢志摩サミットで も、女性の活躍推進が大きく取り上げられました。 女性の潜在力の開花と自然科学分野における女性の 活躍促進が重要との認識の下、G7首脳は「女性の 能力開花のためのG7行動指針」および「女性の理系 キャリア促進のためのイニシアティブ」(Women's Initiative in Developing STEM Career (WINDS)) に合意しました。また、日本はこの機会に、SDGsと 開発協力大綱の重点分野を踏まえ、国際協力分野にお ける女性活躍推進のための新たな戦略である「女性の 活躍推進のための開発戦略」を発表するとともに、今 後3年間(2016年~2018年度)で約5,000人の女 性行政官等の人材育成、約5万人の女子の学習環境の 改善を実施する旨を表明しました。

「女性の活躍推進のための開発戦略」は、女性の力 は成長の源泉であるという認識の下、女性の権利の尊 重、能力の発揮のための基盤の整理、リーダーシップ の向上を重点分野としています。具体的には、女性に やさしいインフラ整備や女子教育(科学、テクノロ ジー、工学、数学(STEM)を含む)支援、防災分野 をはじめとする女性の指導的役割への参画推進等を通 じ、女性が自らの人生に関する選択肢を広げ、主体的 に自らの可能性を自由に追求できるような環境整備や 制度構築を支援することを目指しています。

注62: ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 UN Women: United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of

注63:UN Womenによる、ジェンダー平等のために男性・男児の関与を呼びかけるキャンペーン。

タジキスタン

ペンジケント市女性センター建設計画

草の根・人間の安全保障無償資金協力(2015年2月~2016年8月)

人口約22万人を擁するペンジケント市および周辺地 区は、首都ドゥシャンベ市から260キロメートル、車で 約4時間のタジキスタン北西部に位置し、同地域の行 政・文化の中心的役割を担っていますが、標高2,000~ 5.000メートルの山々を抱えるファン山脈の端に位置す るため、他都市からのアクセスは容易ではありません。

このように孤立しがちな地域において、NGO「ザノ ニ・シャルク^{〈注1〉}」は、ペンジケント市を拠点に、地 域に根ざした女性支援活動を21年間にわたり行ってい ます。ザノニ・シャルクの活動内容は幅広く、経済的に 困窮した女性へのマイクロ・クレジット^{〈注2〉}貸付のほ か、法的知識を持たない女性への司法相談、女性の権利 に関する法律講座、HIV/エイズに関する啓蒙セミナー、 女子生徒を対象とした進学推進セミナー、コンピュー タ・裁縫・料理・ロシア語・英語のレッスン開催等を 行っています。また、ロシアやカザフスタンなどで労働 移民として働く予定の人々に対し、人身売買被害を防ぐ ための教育セミナーや、渡航後の連絡手段を確保するた めのインターネット講座も主催しています。

多様な女性支援活動を行うザノニ・シャルクですが、 これまでは市中心部のテナントビルの一角を借りて活動 を行っていたため、活動スペースはたいへん手狭でし た。また、家庭内暴力等の被害にあった女性を保護する

部屋もな く、当時は 職員が自宅 で被害女性 を保護して いました。 このような 状況の中、 自由に活動



裁縫教室で大勢の女性が職業訓練を受けている様子 を行える場 (写真: 森川裕子)

所を確保することは、同団体の長年の願いでした。

今般、在タジキスタン日本大使館の「草の根・人間の 安全保障無償資金協力」により、ペンジケント市から同 団体に無償貸与された土地に、ザノニ・シャルクの新活 動拠点となる女性センターが建設されました。3階建て の十分な広さを誇る施設内には、職業訓練やセミナーを 行う専用室が確保され、女性シェルター室も設置されま した。これにより、月平均500名を超す同センター利用 者が、安全で快適な環境で必要なサポートを受けること ができるようになりました。

- 注1
- 「ザノニ・シャルク」は、タジク語で「東方の女性」の意味。 マイクロ・クレジットとは、貧しい人々に対し無担保で小額の融資 を行う貧困層向けの金融サービス。

ケニア

ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト 技術協力プロジェクト(2014年9月~実施中)

ケニアでは、農業に従事する人の割合が労働人口の約 6割を占めています。さらに農業生産労働者の7割を女 性が占めており、女性は農業において重要な役割を担っ ています。しかしながら、女性は、土地、農業資材、農 業技術、マーケット等へのアクセスが限られているため に、農業に従事する女性の生産性は、男性と比較した場 合、2割~3割も低いと見積もられています。

このような状況を踏まえ、ケニア政府は、農業におい ても男女の社会的な役割や課題、ニーズを踏まえた上で 機会の均等を目指す、「ジェンダー主流化」の必要性を 認識し、ジェンダーの視点を農業政策と農業開発計画に 取り入れています。

日本は、「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト」 (2006年~2009年) において、市場志向型農家経営の 推進に取り組み、その中で事業におけるジェンダー主流 化を推進し、農家経営における男女共同参画の促進、農 家の所得や生計の向上に寄与した実績があります。

今回の協力では、こうした過去の成果を活用し、ジェ

ンダー主流化を ケニア政府に一 層定着させるた めに、小規模農 家向けの農業普 及におけるジェ ンダー主流化に 必要な様々な活 動を、プロジェ クトの準備から 終了までの段階



ジェンダー視点に立った農業普及についての ワークショップの様子(写真: JICA)

ごとに、マニュアル、ガイドラインなどとしてまとめた 「ジェンダー主流化パッケージ」を作成しています。こ のパッケージをケニアの農業普及を実施する人たちが活 用することにより、女性の農業経営への参画が促進さ れ、小規模農家の生計が男女共に向上することが期待さ れます。

(2016年8月時点)

(6) 文化・スポーツ

開発途上国では、自国の文化の保護・振興に対する 関心が高まっています。その国を象徴するような文化 遺産は、国民の誇りであり、同時に観光資源として周 辺住民の社会・経済の発展に有効に活用できる一方、 資金や機材、技術等の不足から、存続の危機に晒され ている文化遺産も多く存在します。このような文化遺 産を守るための支援は、その国民の心情に直接届く上 に、長期的に効果が持続する協力の形ともいえます。 また、これら人類共通の貴重な文化遺産をはじめとす る文化の保護・振興は、対象となる国のみならず国際 社会全体が取り組むべき課題でもあります。

また、スポーツは、誰にとっても親しみやすい話題 であり、老若男女を問わず、参加が容易な分野です。 健康の維持・増進を通じて、人々の生活の質を向上さ せることができ、公正なルールにのっとって競うこと を通じ、同じ体験を共有することで相手を尊重する気 持ちや、相互理解の精神、規範意識を育むものです。 スポーツの持つ影響力やポジティブな力は、開発途上 国の開発・発展に「きっかけ」を与える役割を果たし ます。

<日本の取組>

日本は、文化無償資金協力*を通じて、1975年よ り開発途上国の文化・高等教育の振興、文化遺産の保 全のための支援を実施しています。具体的には、開発 途上国の文化遺跡、文化財の保存や活用に必要な施 設、その他の文化・スポーツ関連施設、高等教育・研 究機関の施設の整備や必要な機材の整備を行ってきま した。こうして整備された施設は、日本に関する情報 発信や日本との文化交流の拠点にもなり、日本に対す る理解を深め、親日感情を培う効果があります。近年 では、「日本の発信」の観点から、日本語教育分野の 支援や日本のコンテンツ普及につながる支援にも力を 入れています。



ボツワナの首都ハボロネにて柔道の指導をする萩野孝司さん(写真:伊藤洋 美/ IICAボッワナ事務所)

2015年度には、2020年東京オリンピック・パラ リンピック競技大会開催国として、スポーツの価値と オリンピック・パラリンピックムーブメントを広めて いくためのスポーツを通じた国際貢献策「スポーツ・ フォー・トゥモロー」を推進すべく、ODAやスポー ツ外交推進事業を活用したスポーツ支援を積極的に行



ブラジル・サンパウロ州インダイアツーバ市の野球クラブで、JICA短期派 遣ボランティアの日本体育大学野球部員が指導している様子(写真:綿山友 子/JICAブラジル サンパウロ事務所)

いました。具体的には、文化無償資金協力を活用して 15か国に対してスポーツ施設・器材を整備するとと もに、219名のスポーツ分野のJICAボランティアを 派遣しました。また、草の根文化無償資金協力を活用 した文化遺産の保全のための支援として、地震による 被害を受けたネパールの歴史的建造物の修復・保存の ための機材整備の実施を決定しました。このほか、3 か国において、日本のテレビ番組ソフトの提供整備な ども行っています。

日本は、国連教育科学文化機関(ŪNESCO)に設 置した「文化遺産保存日本信託基金」を通じて、文化 遺産の保存・修復作業、機材供与や事前調査などを支 援しています。特に、将来はその国の人々が自分たち の手で自国の文化遺産を守っていけるようにとの考え から、開発途上国の人材育成には力を入れており、 日本人専門家を中心とした国際的専門家の派遣や、 ワークショップの開催等により、技術や知識の移転に 努めています。また、いわゆる有形の文化遺産だけ



ラオス・ビエンチャンの国立博物館で展示物の配置図面を見て、現地担当者と相談する青年海外協力隊の渡邉淳子さん(写真:久野真一/JICA)

でなく、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、口承伝承 (語り伝え)などの無形文化遺産についても、同じく UNESCOに設置した「無形文化遺産保護日本信託基 金」を通じて、継承者の育成や記録保存、保護体制づ くりなどの支援を行っています。

ほかにも、文部科学省では、アジア・太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業として、アジア・太平洋地域から文化遺産保護に関する若手専門家を招き、研修事業を実施しています。

*文化無償資金協力

開発途上国の文化・高等教育振興に使用される資機材の購入や施設の整備を支援することを通じて、開発途上国の文化・教育の発展および日本とこれら諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解を増進させることを目的とした資金を供与する。政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」とNGOや地方公共団体等を対象に小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の二つの枠組みにより実施している。

ボスニア・ ヘルツェゴビナ

スポーツ活動を通じた地域融和のためのモスタル市スポーツセンター改修計画草の根文化無償資金協力(2015年1月~2016年10月)

ボスニア・ヘルツェゴビナの紛争激戦地であったモスタル市では、紛争終結20周年を越える現在も、クロアチア系、ムスリム系民族等の住む地域が分断され、学校のカリキュラムも基本的に民族でとに異なっています。

そこで日本は、モスタル市スポーツセンターのサッカー場やクラブハウスを改修して、サッカーをはじめとする各種スポーツができる環境を整え、異なる民族の子どもたちが一緒にスポーツを行いながら交流できる場を提供することを目的としたプロジェクトを実施しました。

また、FIFA(国際サッカー連盟)ワールドカップ元日本代表主将の宮本恒靖氏は、モスタル市に異なる民族の子どもたちが共にサッカーを学べるサッカー・アカデミー「マリ・モスト(現地語で「小さな橋」を意味する)」を開設しました。アカデミーは2016年10月時点で、53人が参加し、日本の支援で改修したサッカー場で練習や試合を行っています。今後、JICAもスポーツ教育を通じた信頼醸成のための技術協力プロジェクトを開始し、これらの活動と連携を図る予定です。

2016年10月9日には、日本から岸外務副大臣、ボスニア側からブルキッチ外務副大臣、ベシュリッチ・モスタル市長、オシム元サッカー日本代表チーム監督など多



ボスニア・ヘルツェゴビナにおいて、草の根文化無償資金協力「スポーツ活動を通じた地域融和のためのモスタル市スポーツセンター改修計画」の引渡し式に出席する岸外務副大臣(右から2人目)(写真:在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本大使館)

数の出席者を得て、改修したサッカー場等の引渡し式と サッカー・アカデミーの開校式が盛大に行われました。 今後、このスポーツセンターで、子どもたちがスポーツ を通じた交流を深め、友情を育み、共通の価値観を醸成 していくことで、地域融和が進展していくことが期待されます。